

令和 6 年

三重県議会定例会会議録

(12 月 4 日)
(第 31 号)

第
31
号
12
月
4
日

令和6年

三重県議会定例会会議録

第31号

○令和6年12月4日（水曜日）

議事日程（第31号）

令和6年12月4日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第159号及び議案第160号
〔委員長報告、討論、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第159号及び議案第160号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	46名				
1	番	龍	神	啓	介
2	番	辻	内	裕	也
3	番	松	浦	慶	子
4	番	荊	原	広	樹
5	番	伊	藤	雅	慶
6	番	世	古		明
7	番	吉	田	紋	華
8	番	石	垣	智	矢

9	番	山	崎	博
10	番	野	村	保夫
11	番	田	中	祐治
12	番	芳	野	正英
13	番	川	口	円
14	番	喜	田	健児
15	番	中	瀬	信之
16	番	平	畑	武
17	番	中	瀬古	初美
18	番	廣		耕太郎
19	番	倉	本	崇弘
20	番	山	内	道明
21	番	野	口	正
22	番	谷	川	孝栄
23	番	石	田	成生
24	番	村	林	聡
25	番	小	林	正人
26	番	田	中	智也
27	番	藤	根	正典
28	番	小	島	智子
29	番	森	野	真治
30	番	杉	本	熊野
31	番	藤	田	宜三
32	番	東		豊
33	番	長	田	隆尚
34	番	今	井	智広
35	番	服	部	富男
36	番	津	田	健児

37	番	中 嶋	年 規
38	番	青 木	謙 順
39	番	中 森	博 文
40	番	山 本	教 和
41	番	西 場	信 行
42	番	中 川	正 美
43	番	稲 垣	昭 義
44	番	日 沖	正 信
45	番	舟 橋	裕 幸
46	番	三 谷	哲 央

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高 野	吉 雄
書 記 (事務局次長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	橋 本	哲 也
書 記 (議事課主幹)	中 西	健 司
書 記 (議事課主任)	辻	詩保里

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	服 部	浩
副 知 事	野 呂	幸 利
危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也
政策企画部長	小見山	幸 弘
地域連携・交通部長	長 崎	禎 和
防災対策部長	楠 田	泰 司

医療保健部長	松浦元哉
子ども・福祉部長	枘屋典子
環境生活部長	竹内康雄
農林水産部長	中野敦子
雇用経済部長	松下功一
観光部長	生川哲也
県土整備部長	若尾将徳
総務部デジタル推進局長	横山正吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤本典夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	佐波 斉
環境生活部環境共生局長	佐藤 弘之
県土整備部理事	佐竹 元宏
企業庁長	河北 智之
病院事業庁長	河合 良之
会計管理者兼出納局長	佐脇 優子
教 育 長	福永 和伸
公安委員会委員長	志田 幸雄
警察本部長	難波 正樹
代表監査委員	伊藤 隆
監査委員事務局長	大西 毅尚
人事委員会委員	浅尾 光弘
人事委員会事務局長	天野 圭子

選挙管理委員会委員

野 田 恵 子

労働委員会事務局長

林 幸 喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） ただいまから、本日の会議を開きます。

質 問

○議長（稲垣昭義） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。4番 荊原広樹議員。

〔4番 荊原広樹議員登壇・拍手〕

○4番（荊原広樹） 皆さん、おはようございます。

名張市選挙区選出、新政みえの荊原広樹と申します。1年ぶりの一般質問ということで、1年前はもう緊張し過ぎて朝御飯を食べられなかったんですけども、今日はしっかりと食べてまいりました。

今日は、ちょっと見えにくいんですけど、（現物を示す）胸元にこれ御飯粒がついているように見えるんですけども、これは朝御飯がついているわけではなくて、名張市で伊賀米を販売していただいております事業者が、この伊賀米を広めていこうということで、桑名市にある食品サンプルをつくっている会社をお願いして、こちらをつくっていただきました。名張市議会議員18名、県議会議員2名合わせて農業をやっている議員というのは、本当にもう中森議員だけという状況になりましたんで、私もしっかり伊賀米を応援しているということをお伝えして、その思いで今日はやらせていただきたいと思えます。

それでは、通告に従いまして質問のほうをさせていただきます。

まず、一番最初ですが、バス運転士不足への対応について質問をさせてい

たきます。

バスの運転士の不足というのは日本国内、もう三重県内でも大変深刻な課題となっております。この問題には様々な要因があるわけなんですけれども、特に大きな原因というのは、団塊世代の方々であったり、今いらっしゃるバス運転士の方々もほとんどが50歳以上であるというところでもあります。そんな中、またこの若い方々に運転士の募集をかけても、皆さんもよく見ると思いますが、バスの後ろを走ったらバスの上のほうにバスの運転士募集の広告がずっと貼っていると思うんですけども、随時募集をかけている状態ですが、なかなか人が集まらないという状況が続いております。

やはり様々なバスの運転士のイメージということで、労働時間の長さであったり、深夜、早朝の出勤であったり、また特にずっと運転しているわけではないんですけども、待機時間というのがあって、やはりどうしてもその待機時間の絡みのせいで拘束されている時間が長くなってしまいうことで、ちょっと職業としては今現在、なかなか選ばれにくい状況となっておりますのでございます。

また、このバスと言うと、何か地方に行けば行くほど必要になるんではないかというところで、私もそう思っているんですけども、意外と都会のほうのバス、便利なんですよね。何か東京とか大阪に行っても、電車が行けないところはバスが通ってくれていたりして、逆に電車より便利になってしまっていたりというところがあるんで、これから本当に必要になってくる地方のこのバス、特に公共バスという観点から言うと、やはりしっかりと残していかなければならない部分であると思っています。

先ほども言わせてもらいましたが、バスの運転士不足というところから、残念ながら路線もどんどん減ってきておりますし、また働く中でちょっと風邪を引いたとか病気になったというところでも、代わりがなかなかできないという状況が今現在も続いております。

今回、志摩市のほうでライドシェアの実証実験をさせていただきました。色々結果が出てきて、これからその内容の発表もあると思います。これから

様々な形で、この公共交通であったり、皆様の交通手段というのを守っていかねばならない中、なかなかこのライドシェア自身もスタートするのに時間がかかると思います。その間に、やはり今ある公共交通というのをしっかりと守っていかねばならないというのは、強く感じておるところでございます。

大量輸送という観点から、私もたまたま電車で来るんですけども、駅へ行くと本当に高校生の大行列で、もうバスを待っているような状態が今でも続いていますので、ぜひともこのバスをしっかりと守るという観点から、この一つ目の質問なんですけれども、バス運転士不足への対応について県の取組を教えてください。よろしく願いいたします。

〔長崎禎和地域連携・交通部長登壇〕

○**地域連携・交通部長（長崎禎和）** それでは、バス運転士不足に対する県の取組について御答弁申し上げます。

路線バスは、自家用車を持たない高齢者の買い物や通院、若者の通学等に必要不可欠な移動手段であると認識しております。

このため、地域間幹線バスにつきましては、県が国と協調して運行費の補助を行い、地域内バスの運行や支援は市町が実施するなど、役割分担をしながらバス路線の確保に努めております。

しかしながら、先ほど議員からも御説明がありましたように、バス事業は長期的な利用者の減少等によりまして厳しい状況に置かれております。

特に近年、バス事業者における運転士不足は深刻化しており、最終バスの時間繰り上げ、利用者の少ない休日の減便などの影響が生じております。

このため、県では、昨年度策定をいたしました三重県地域公共交通計画におきまして、「公共交通の担い手の確保」を施策の一つに位置づけて、関係者と連携して取組を進めているところでございます。

具体的には、今年度初めての試みといたしまして、大阪や東京で開催をされましたバス運転士専門の募集イベントにバス事業者と共同で出展をいたしまして、移住関係の相談にもワンストップで対応するというところで、県内で

の就職につなげる取組を実施いたしました。

出展した事業者からは、就職相談にブースを訪れる来場者が増加をしたとの声をいただいたというところがございます。

また、運転士の採用に係るノウハウでありますとか好事例、また逆に失敗例、こういったことを学ぶバス事業者向けのセミナーも今年度初めて開催しました。参加者のほうからは、課題や解決方法を分かりやすく教えてもらえたなどの声がございまして、満足度が高いと聞いております。

さらに、第二種運転免許取得の支援、それから求人イベントなど交通事業者が自ら実施する運転士確保の取組に対しても、今年度から財政支援をしております。

このほか、東紀州地域では重複するバス路線を再編し、運行を効率化することで運転士不足の一助としたところがございます。

他方、地域住民等の移動ニーズへの対応は、各分野での人手不足が顕著になる中で、交通事業者単独で担っていくには限界がございます。

このため、第二種運転免許を保有しない一般ドライバーを活用した、いわゆるライドシェアも重要であるというふうに考えております。

県では、これまで紀北町における公共ライドシェアや志摩市で今年の夏に行われ、また明日から伊勢市で実証事業が始まります日本版ライドシェアなどの市町の取組を支援してまいります。

また、中部運輸局とともに市町を直接訪問しまして、地域の交通課題解決への方策を検討する合同施策検討会を開催しております。6月5日には名張市におきましても開催をいたしまして、コミュニティバスの運行支援でありますとか、公共ライドシェア制度などについて検討を行ったところがございます。

今後でございますが、バス運転士不足への対応につきましては、現在策定しております三重県人材確保対策推進方針、これは仮称でございますが、この中で位置づけた上で、バス事業者が実施いたします運転士確保の取組を支援するというのと同時に、公共ライドシェア等の移動サービスを導入しよ

うとする市町を強力に支援することで、バス路線をはじめとした地域公共交通の維持・確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔4番 荊原広樹議員登壇〕

○4番（荊原広樹） 御答弁ありがとうございます。

確かに地域によって様々な事情があると思いますんで、地域公共交通会議であったり、そういった場で事業者であったり、市町のしっかりとした要望を意見を交わして実現していただけたらと思います。

1年前も言わせてもらったんですけども、個人的には四日市市のほうでバスタ計画等々もございます。バス事業者に聞くと、やはり高速バスというのは一定利益は生むものなんですけれども、東京に行こうと思ったら運転士が2人必要で、また東京で1泊してしまうんで、2人と2人で合計4人運転士が欠けてしまうということになりますので、やはりそういった高速バスとかというものの復活も考えていくと、この運転士確保というのは非常に大切になってくると思いますんで、これからも特にこの公共という観点からしっかりと行政も関わっていただけたらと思いますんで、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

続きまして、二つ目の質問に入らせていただきたいと思います。大規模地震を見据えた道路網の整備についてということで、二つ目の質問をさせていただきます。

先般、川口議員からもありましたが、私も新政みえ有志のメンバーで能登町を訪れさせていただきました。能登町へ行った感想なんですけれども、本当に復興がちょっと遅れているなというのを素人目から見ても何か感じるところもございましたし、まだまだ時間がかかるなというのも見とって感じました。

そんな中、特に気になった部分なんですけれども、（パネルを示す）こちら、これは能登町じゃなくて輪島市なんですけれども、倒れた旅館と朝市の

間にある橋なんですけれども、これは橋とのつなぎ目のところが崩れているのが分かるかなというふうに思うんですけれども、これは高速道路を降りてからずっと下道を走って行っていたわけなんですけれども、ちょうど私がハンドルを握っている状態で、下道を通っているときに、何かところどころ窪みがドーンとこう、上り、こうドーンというこう窪みがあって、これは一体何なんやろうというところで何回か通っているうちに、橋という橋全てが隆起してしまっていて、それを補修して通れるようにしているというような状態だったんですけれども、これは考えてみると、多分震災が起こった直後というのは橋が隆起したままで、これ復興に駆けつけたとしても、恐らく通れなかった可能性も十二分に考えられるのかなというふうに感じました。

私もハンドルを握っていたもんで、今から揺れますというのを毎回毎回言っていたんですけれども、やっぱり人間なんで5回に1回ぐらい言うのを忘れるときがあるんですね。言うのを忘れたら後ろのほうから、おい、ちょっと言ってくれよと。でも、それぐらい多くの箇所で隆起が起こってしまっていたということで、やはり県内各地のどこでそれが起こってもおかしくないなと思うので、その橋というのはしっかりと見ていただきたいなというふうにも感じておるところでございます。

今回、この道路網の整備ということで、三重県で南海トラフ地震が発生した場合、南海トラフ地震防災対策推進地域に29市町全部が指定されている三重県ですけれども、うち16市町に関しましては津波災害まで起こるということで想定されています。実際にこの震災が起こった際には、この沿岸部の方々というのは恐らく避難を余儀なくされる方も中には出てくるのかなというふうに想像しているわけなんですけれども、私の住む名張市に関しましては、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画ということを一応計画に入れておりまして、何かと言うと、名張市は内陸なんで津波の心配は恐らくないであろうと。そんな中、こうやって沿岸部に住まれている方がもし避難が必要となった場合は、やはり名張市のほうで受け入れるということもしっかりと意識していこうということで、一応計画としてはこれから立てていく

ような話というふうになっております。

残念ながら、この名張市に行くまでの道路というのは国道で今、368号と165号の2本というところで、先ほど言わせていただきました何かがあったときに通れなくなって移動もできないとか、そういうふうな状況があってはやはりならないなというふうにも感じておるところでございます。

そこで県土整備部長にお尋ねをさせていただきますけれども、広域道路ネットワーク整備や緊急輸送道路指定について、どのような考え方で進められているか、御答弁をよろしく願いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、広域道路ネットワークと緊急輸送道路の指定の考え方について御答弁いたします。

まず、広域道路ネットワークについてでありますけれども、令和3年3月に、新広域道路交通計画というのを策定しております、この計画は20年から30年間の中長期的な視点で、新たな国土構造の形成やグローバル化、国土強靱化等に対応するためにつくられた広域道路計画であります。

この計画では、渋滞緩和や県内外との交流・連携、物流、観光、安全・安心の確保といった五つの観点で広域道路ネットワークに関する基本方針を設定しまして、その方針に基づいて広域道路ネットワーク強化に必要な路線を位置づけているところであります。

特に、災害に備えたりダンダンシーの確保、国土強靱化の観点では、迅速な避難、救援、復旧活動につながるよう、災害時に到達不可能となる地域や拠点をなくし、迂回時の連絡時間が大きく遅延しない道路ネットワークの確保に必要な路線を位置づけているところであります。

新広域道路交通計画に基づき、中長期的に広域道路ネットワーク強化に向けて取り組んでまいります。

次に、緊急輸送道路についてであります、この緊急輸送道路というのは、地震等発生後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として指定しているものであります。

この緊急輸送道路は第1次から第3次まで区分されておりまして、第1次緊急輸送道路としては、県庁所在地や地方中心都市及び重要な港湾を連絡する道路、非常に重要な道路、高速道路とか国が管理している道路とかになります。第2次としては、第1次緊急輸送道路と役場、主要な防災拠点を連絡する道路、最後に第3次として、第1次及び第2次緊急輸送道路を補完する道路等ということで指定をしているところであります。

緊急輸送道路は、災害発生時における救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に伴う人員及び物資等の輸送に必要な不可欠な道路であります。優先的にのり面、盛土の土砂災害防止対策や先ほど議員がおっしゃったような橋梁の耐震補強、未改良区間の整備等の強靱化対策を進めてまいります。

〔4番 荊原広樹議員登壇〕

○4番（荊原広樹） ありがとうございます。

県内は広いですので、一部の地域だけというのはなかなか難しいと思いますけれども、全体をしっかりと見渡していただいて、しっかりとこの三重県に合った道路整備計画というのを引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと今回と話はずれるかもしれないんですけども、（パネルを示す）こちらは県土整備部に作成していただいております今後の高規格道路等の計画の様々なものが載っているんですけども、ちょっと小っちゃく見えにくいんですけども、名阪国道、見えるかな。この辺ですね。この辺が要するに今の名阪国道なんですけれども、かねてよりずっと言われております名神名阪連絡道路、こちらは上柘植のほうにくつつくということなんですけれども、その先の伸びている灰色の部分ですね。この灰色の部分というのが計画ではなくて構想の部分になっております。

さらに、その名神名阪連絡道路を南のほうに伸ばしていくとなったときに、下に中和津道路というのがあるんですけども、これがいわゆる私たち名張市・伊賀市民が、津市もありますけれども、国道165号になります。

この国道165号に高規格道路が構想として出てくるのは非常にうれしいなというふうに思うんですけども、これをよく見ていくと、だあっと下りていくと残念ながらこれ青山につながるんですね。伊賀市の。青山につながっちゃうんで、名張市民感情からすると、もう名阪国道も伊賀市にあるし、この高規格道路も伊賀市にあるとなったらちょっと何かあったらあかんで、しっかりそこで枝分かれして、ちょっと名張市方面にもしっかり高規格道路が通るような構想というのをひとつお願いしておきたいなと思います。これは要望に留めさせてもらいますんで、ぜひとも御検討をよろしくお願いいたします。

こちらのほうはこれで終わらせてもらいます。

続きますて、三つ目ですね。eスポーツの取組について質問をさせていただきます。

こちら、eスポーツなんですけれども、過去の会議録を見させていただくと、実に4名の先輩議員の皆様が御質問をされております。かなり注目をされておったわけなんですけど、当時、三重県で国体が開かれるということで、文化プログラムに入れてはどうか、そういった質問であったり、また介護の部分であったり、eスポーツというのは効果が様々な分野にわたるというふうには言われておるんですけども、ちょっと私も市議会議員時代にeスポーツの質問を議場でさせていただいたことがあるんですけども、その後、結構怒られたんですね。

何で怒られたかと言うと、ゲームの質問なんかすんなりということで、何人かにすごい怒られたことがあったんですけども、やはりなかなか日本人が持つゲームのイメージというのがよくなかったりするところがあって、ちょっとこのeスポーツというのがなかなか広がっていきにくい部分もあったのかなというのはちょっと感じておるんですけども、せっかく今日は一般質問の機会をいただきましたので、少しeスポーツの紹介を、少しでもそういう懸念を払拭できるように説明させていただきたいと思いますので、お時間を頂戴したいと思います。

eスポーツなんですけれども、このeはエレクトロニックという意味らしくて、僕も初めて知ったんですけれども、電子機器を用いたスポーツということで、日本では2010年に梅原さんという方がアメリカでプロ契約を結ばれたことによって、そこから注目されるようになったそうです。これから日本にこのプロ選手がどんどん誕生してくるのかなというところで少し期待はあったんですけれども、日本ではちょっと法律の壁がございまして、何かと言うと、賞金が何か商品表示法というのにちょっと引っかかるみたいで、これは何かと言うと、大会に出てプロやから優勝しました、賞金をもらえるとなったときに、何かそのゲーム価格の20倍か、もしくは10万円までしかもらえないという。

〔「景品表示法」と呼ぶ者あり〕

○4番（荊原広樹）　ごめんなさい、いわゆる景品表示法というのがありまして、ありがとうございます。そちらに引っかかってしまうというところで、なかなかこれが広がっていかなかった。しかも10万円って、10万円しかもらえないとなったら、なかなかプロとしてもなり手が少ないのかなというふうにも感じております。

これが海外でいきますと、もう16歳の子が大会で優勝したりして、既に3億円以上稼いでいるというような話も聞いております。アメリカでは、eスポーツイコールスポーツという認識がすごい広まっているので、もうプロゲーマーイコールプロスポーツ選手やという感じになっているんです。だから、私らで言うとプロ野球選手に会うような感覚で、アメリカではそういうふうな市場になっています。

残念ながらまだ日本は一応後進国と言われておりますけれども、今、世界的に強いのは中国と韓国がかなり強豪国となっているみたいで、日本も本気を出したら多分めっちゃくちゃ強くなるのかなというふうにも感じております。世界的にももう14億ドルぐらいの市場になると言われておって、日本でも2025年には200億円を超える市場になるというふうにも言われておるわけなんですけれども。

ただ、この4名の先輩議員の皆様に質問をいただいた後に、三重県としてなかなかこのeスポーツに対する取組というのがあまり進みきれていないのかなというのをちょっと感じております。先ほど言わせていただいたとおり、ゲームというプロスポーツにもなるという観点以外からも、認知症予防の考えであったり、また、地域によってはひきこもり支援にもつながっているというような話も聞いております。学校に来られなくなった方等々がこのeスポーツ、ゲームを通じてまた外に出るような思いを持ったというような話も聞いております。

さっきも言わせてもらいましたが、やはりこのゲームは娯楽というイメージがどうしても強い部分があって、実は私もすごいゲーム好きで、幼稚園の頃、毎日、初代スーパーマリオでピーチ姫を助けてから幼稚園に行っていたときがあったんですけど、どうしてもゲームをすると勉強しないとか目が悪くなるとか外に遊びに行かないとか。でも、僕、記憶では勉強は多分ゲーム関係なしにしていなかったと思うんですけど、外にも行っているし今でも目も全然いいんで、多分そういうところのイメージというのもやっぱり払拭してかなあかんのかなというふうにも感じているところでございます。

長々としゃべらせていただきましたが、まずこの様々なメリットがあると言われているこのeスポーツで、県としてどのように考えていくのか、取り組んでいくのかというのを質問させていただきたいと思います。御答弁、よろしく願いいたします。

〔横山正吾総務部デジタル推進局長登壇〕

○総務部デジタル推進局長（横山正吾） それでは、eスポーツに今後、県はどのように取り組むのか御答弁申し上げます。

eスポーツは県内でも様々な主体によって、企業対抗大会の開催であったりとか市町による高齢者の健康増進に向けた体験会など、地域の活性化や課題解決に向けた取組が始まっているところです。

また、県内を拠点とするプロチームの発足や、今月に佐賀県で開催されま

す全国都道府県対抗eスポーツ選手権に県代表選手が出場するなど、競技としてのeスポーツにも関心が高まりつつあります。

一方で、ゲームの長時間にわたる利用により、健康や日常生活への影響も懸念されているところです。

県の取組としましては、これまで三重県eスポーツ連合をはじめとした関係団体と連携しながら、まずは県民の皆さんにその効果や魅力を体験いただくなど、機運の醸成を図ってきたところです。

具体的には、毎年10月のデジタルの日に合わせて、eスポーツの体験イベントを実施しまして、子どもたちがプロeスポーツチームの選手と対戦することで興味・関心を高め、楽しさを実感していただけたというふうと考えております。

また、機運醸成を図るだけでなく、eスポーツが高齢者の認知機能の向上、障がい者の社会参加など、多様な分野で活用され始めており、関係団体から今後の連携や取組の方向性について意見を伺っているところでございます。

今後なんですけれども、引き続き県民の皆さんにeスポーツの魅力を体験していただくことで機運の醸成を図ってまいります。

さらに、関係団体や市町との意見交換を通じまして、各部局への情報提供を行うなど、それぞれの取組でeスポーツが活用できないか研究をしてまいりたいと考えております。

〔4番 荊原広樹議員登壇〕

○4番（荊原広樹） ありがとうございます。

やっている行政は非常に前向きにできるんですけれども、なかなか入り口が分かりにくいというところもあつたりするので、しっかりと県内各地の団体、そういったところと連携を組み合わせながら、eスポーツの普及に努めていただければというふうに思っております。

また、最近では、このeスポーツ、四日市市であつたり鳥羽市のほうでも大会というか、イベントが開かれたようなんですけれども、物すごい人が集まったというふうにも聞いております。

また、富山県では、もう県が進めているというところもあって。いや、県はやっていないな。

ただ、いろんな富山県内にある各市町が進められているということもあって、各市町のトップ対決、市町の市町長対決であったりとか、また徳島県におきましてはJ C、青年会議所と徳島県庁とともに手を組んで、商店街の活性化イベントでeスポーツを使ったというような例もあるそうです。空き店舗で、そのeスポーツの試合を観戦できたりということで、行政としっかりと手を組んでやっているというような話も聞いております。

また、2021年の大会以降、佐賀開催、鳥取県のねんりんピックと今でもアジア大会とか万博も控える中、今後、産業として非常に注目をされるこのeスポーツでございます。また、全国自治体でも様々活発的な動きがといるところもありますし、若者の定着であったり高齢者、障がい者の参加などもろの社会課題解決というところにもつながると言われているこのeスポーツなんですが、ぜひ知事、あんまりゲーム好きかどうかはちょっと分かりませんが、このeスポーツに対するお考えであったり取組であったりという部分を、少しお聞かせ願えたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○知事（一見勝之） 議員のようにゲームが得意というわけではありません。私自身はドラゴンクエストとか、それからファイナルファンタジーのようなロールプレイングゲームを除きますと、ギャラガの時代でもう止まっていますんで、ちょっと職員にも笑われたところではありますけれども。

ただ、議員からお話いただいたように、eスポーツはもう世界中で認知をされておりまして、市場規模ということで言いますと、これは国内であると思いますが、2019年に61億円だったものが2025年には217億円というふう聞いています。5年間で3倍になつるとということですので、その経済効果は非常に大きいと思います。

かつ、先ほど商店街のお話もされましたが、にぎわいをもたらすということもあります。認知症予防に効果があるとも言われています。ひきこも

りの支援についても一定の効果があるんじゃないかと言われています。

実際、私はフリースクールを訪問させていただいたときに、本も置いてありましたが、ゲームもありまして一緒にやってくださいと言われて、もう私はマリオカートで大負けしたんですけれども。それで、結局、会話のネタになるというか、そういう効果もあるんじゃないかなと個人的には思ったところであります。

県の取組につきましては、先ほどデジタル推進局長から答弁させていただいたとおりで、デジタルの日の体験イベント、イオンモール鈴鹿でありますけれども、そこで機運の醸成を図ったりはしております。

ただ一方、これデメリットというか、議員もおっしゃいましたが、心配をされる向きもあって、そんなゲームばかりやっとなんかということはまだまだ日本ではあると思います。

したがって、ゲームということではなしに、これはスポーツなんだと。純粹というのは難しいかもしれませんが、スポーツの一種なんだと。かつ、勉強は勉強でして、クラブ活動の時間にeスポーツをやるといようなことをきっちりやっとなんかしていけば、御理解も進んでいくと思っています。県としては両様考えながら、心配の部分と、それからメリットの部分と考えながら、これからも対応していきたいと思っているところでございます。

〔4番 荊原広樹議員登壇〕

○4番（荊原広樹） ありがとうございます。

ドラゴンクエスト、ファイナルファンタジーも当然、私も全てやっておりますので、知事のお口からそういう言葉が聞けるのは非常にうれしかったところでございます。

フリースクールでも今、そういうのは導入されているというのは私も聞いておるところでございます、様々な課題に解決できるということもございますので、ぜひとも前向きに県としても取り組んでいただけたらなというふうに思っております。いつか三重県から世界を股にかけるような名プレイヤーが誕生することもあるかもしれませんので。私はちょっと無

理ですけれども。

この話をしていると、この間、名張市でもeスポーツのぷよぷよの企業対抗の大会があって、オープニングのぷよぷよで名張市長の北川市長対名張市役所職員というのがあったんですけれども、職員は職員であらかじめ予選をして、その市役所内で優勝した方と北川市長がオープニングでやったんですけれども、ボコボコにやられておりましたけれども、また県でもそういうような楽しいようなことができたらいいのかなと思いますので、ぜひとも御検討いただけたらと思います。

ありがとうございました。次に行かせていただきます。

次は、カスタマーハラスメント対策についての質問をさせていただきます。

カスタマーハラスメントは、顧客による過度な要求や暴言、威圧的な態度がサービス提供者に与える精神的・身体的負担を指します。近年、日本でもこの問題が深刻化しており、多くの業界で対応が求められています。このカスタマーハラスメント、本当に社会問題になってきている中、様々な具体例があるんですけれども、過度の要求であったり、暴言・罵倒であったり、長時間拘束、身体的暴力。増加の背景というところで、私も嫌いな言葉なんですけれども、お客様は神様というこの考えがどうしても広がってきたのかなというところを非常に危惧しておるところでございます。

何かお買い物に行ったときとか、食事しているときとかって、僕らってどちらかというところの物がいいから買うし、その店がおいしいから行くわけであって、あくまでそこはもう等価交換なんですよ。それに対してお金を払って、それに対してサービスを受けるということで等価交換のはずなのに、いつの日かお金をもらうほうが立場が弱いというような流れができてしまっているというのは、これは非常に良くないと思います。これは国としてというか、日本人としてちょっと良くないなというふうにも強く危惧しているところがございます。

どうしてもストレス社会なのか、様々な社会的要因はあるのかもしれま

せんけれども、このカスハラを受けた方、中には通院を余儀なくされて、そのままうちちょっと出勤ができなくなってしまうケースであったり、またこのカスハラが原因で、ここで働くとまたクレーム出るから嫌やなどという事で、そういったところで働かなくなる方が増えているというふうにも聞いております。

大阪のお店というのはもう20年ぐらい前から大体外国人が接客をしております、数年前、大阪で食事をしているときにオーナーの方に聞いたんですけれども、私はてっきり賃金が安いからええんかなと思っていたんですけれども、いや、20年前からもうお客さんが怖いから誰も働き手がいてないんですよという話を20年前に聞いていて。だから、海外の方しか働いてくれないんですという話を聞いた記憶があるんですけれども、それが遅れてどんどんと地方のほうにも来始めているのではないかなというふうにも感じております。

相当早く対応をしていかなければならないというのは各自治体、国のほうでも考えていただいているのかなと思うんですけれども、なかなか進み切っていないのが現状なのかなというふうにも思っております。

現在、東京都のほうでカスタマーハラスメント防止の条例を進めて、来年4月から施行されるということで今、準備に取り掛かっていただいておりますけれども、これからもっと埋めていくのかもしれませんが、残念ながら理念条例というところで何かしら罰則規定とかそういうものがあるわけではない条例というふうになっております。

先般、桑名市のほうで、新聞記事にもなりましたがけれども、カスタマーハラスメントをされた方の実名を公表していくというような流れも考えていくというお話がありました。当然、三重県のほうでも現在、対策についてしっかりと検討していただいていると思うんですけれども、現状の三重県がやっているこのカスタマーハラスメント対策に向けてどのような取組をしているのかを質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、カスタマーハラスメント対策の考え方について御答弁申し上げます。

議員からも御紹介を様々ないただきましたが、カスタマーハラスメントが社会問題化している現状がございます。県でもどうなっているかということで実態調査をしましたところ、やはりカスタマーハラスメントの実態、存在が明らかになったというふうに考えております。

このため、県では、カスタマーハラスメントは許されないという考え方を社会に浸透させるとともに、県内で働く労働者の尊厳や就業環境を守るため、有識者の方をはじめ様々な方の御意見を伺いながら防止対策の検討を進めているところでございます。

その対策についてでございますが、県民への周知啓発、相談体制の整備、三重労働局などの関係機関と連携した取組に加えまして、実効性を高めるための条例の制定でありますとか、カスタマーハラスメント行為に関する理解促進のための指針の策定を行っていきたいというふうに考えております。

とりわけ条例の制定に当たりましては、関連する法令との整合性を図りながら、さらに実効性を高めるために、罰則規定についても検討を進めております。

今後も国の法制化や他の自治体の動向なども踏まえまして、実効性のあるカスタマーハラスメント防止対策についての検討を進めていくとともに、周知啓発などできることから取り組んでいきたいと考えております。

〔4番 荊原広樹議員登壇〕

○4番（荊原広樹） ありがとうございます。

県のほうでも色々進めていただいて、罰則も含めた上で考えていただけるということで、やっぱりこの罰則があるということはしっかりと慎重に進めていかなければならない部分というのも出てくるのかなと思う一方で、やっぱり急いでいただきたい部分は急いでいただかなあかんのかなという

ふうにも感じております。

皆さんもたくさんカスハラの実状というのを見たことがあるかなと思うんですけれども、私もこう見えて結構牛井とか食べるんですけれども、先日、牛井店で千円札を入れて食事をされているお客さんがいたんですけれども、600円幾らがお釣りをしたんですけれども、全部百円玉で出てきたんですね。それだけのことで物すごい剣幕で、おい、店員来い、何で全部百円玉なんやって、もうあほかという話なんですけれども、見てられへんような状況があったりとか、また最近では電子マネーが普及しているということで、レジでもよく見かけるんですけれども、おい、これどうやって使うねんと。店員の方は確かにレジは扱うけれども、その電子マネーのアプリを全部やっているわけではないんで、やはりこういうのというのは理解なのか、何なのか、よく分からないですけれども、こういう社会的な風潮、偉そうに言うてしまうという風潮はやはりなくしていかなければならないのかなというふうに思っています。

一番大切なのは、確かに法律的な立てつけも大事なのかもかもしれませんけれども、こういうカスハラであったり、このハラスメント行為自体をすることが恥ずかしいことなんだということを、しっかりと認知していただけるような三重県をつくっていかねばならないと思います。

今、カスハラばかり言わせていただきましたが、当然様々職場であったりとか、いろんな医療現場であったりとか、いろんなところでハラスメントというのは存在しております。私も名張市議会議員のとき、市役所でもたくさんの方のハラスメントというか、窓口で叫びたくっている人をたくさん見てきましたし、また学校現場におきましてちょっと保護者の方々であったり地域の方々が強くと学校に意見をしてしまうケースがあったり、本当に皆さん、一生懸命やっただけで至らん部分もあって、もしかしたら本当に大切な声もあるんかもしれないんですけれども、それがきく言ってしまうことで、かえってただのカスハラで終わってしまうということも十二分に考えられますので、やはり本当に大切な指摘を

するときであっても、できるだけ冷静に、落ち着いた環境でやっぱり言っていただくことがこれからいい三重県をつくることにつながると思っていますんで、ぜひともこういったところの周知も御協力いただけたらと思いますんで、よろしく願い申し上げます。

こちらのほうもこれで終了させていただきます。

では、最後、猫の適正飼養についてというところで質問をさせていただきます。

私は犬を、シーザーを飼っておりまして、猫のことはあまり詳しくはなかったんですけども、県内各地に猫のボランティア団体の方々というのが存在してくれております。多分、これ数もちよっとずつ増えてきているのかなというも感じておるところなんですけれども、団体の方にお話を聞かせていただいておりますと、やはり猫の出産の回数ってすごいらしくて、大体63日前後の妊娠期間で、1回当たり3匹から8匹ぐらい産むということで、年4回出産するらしいですね。これ、仮に雄と雌が3匹ずつ産まれたとなると、こうなると年4回の出産で240匹、要は1匹の雄と雌の猫からどんどん枝分かれに広がって行って、240匹も年に誕生してしまうというような非常に大きな問題を抱えております。

多頭飼いのリスクも本当にあるわけであって、育てられなくなって、要はその飼っている猫が自然に交配してしまっただけで猫増えました。増えてしまっただけで、何か私の感覚では増えてしまった、どうしようで悩むんですけど、結構普通に山に捨ててしまう人が一定いらっしゃるみたいなんです。山に捨てちゃ駄目ですよというのをボランティア団体の方々がお伝えしても、いやいや、昔からもうこうやっているから大丈夫やねんというような、このままではよくないという流れがあるのも聞いております。ですから、昔からやっているというようなことではなくて、やはり若い段階からしっかりとこの命の大切さというのを伝えていかなければならないということで、今、学校長の許可を得て学校で命の大切さを伝えるに行ったりしているような団体もあるというふう聞いております。

また、しっかり保護させていただいた猫もTNR活動、いわゆる去勢をして、これ以上猫の個体が増えないように活動していただいているわけなんですけれども、様々お声を聞いていくと、県のほうもしっかりと動いていただいている中で、もうちょっと連携ができたらなというようなお声も頂戴しているところでございます。

まず、その猫関係で一つ目の質問なんですけれども、この多頭飼いがあったとき、これの引取関係について保健所ではどのように御対応されているのか、御答弁をよろしく願いいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、猫の多頭飼育についての保健所での引取りについてどのようにしているのかについて、御答弁を申し上げます。

猫の多頭飼育につきましては、適正飼養が困難となり、動物の健康が保持できなくなるだけでなく、生活環境の保全にも支障を来すことがございます。

県では、動物愛護及び管理に関する法律や令和2年度に策定しました第3次三重県動物愛護管理推進計画に基づきまして、犬・猫の適正飼養の普及啓発や不適正飼養の指導を行っておりますけれども、議員から御指摘のあるように、県内においても猫の多頭飼育の問題が発生しております。

そこで、保健所での引取りの方法というか、やり方でございますが、多頭飼育が問題化した際に、保健所は飼育者に対しまして終生飼養や適正な飼養としての繁殖制限等を指導しております。ただ、これらが困難な場合や生活環境への悪影響が懸念される場合につきましては、飼育者の責任において新しい飼育者を探していただき、猫の飼育頭数を制限するように促しているところでございます。

しかしながら、親族や関係者の協力を得ても、なかなか新しい飼育者が見つからない場合も見られまして、やむを得ない事情があると保健所が判断した場合には、法に基づきまして飼い主の求めにより猫を引取り、譲渡の対象とする対応も行っているところでございます。

多頭飼育問題は飼い主の責任において解決することが原則でございますが、多頭飼育者の例えば高齢化ですとか適正に飼養できる範囲を超えた飼養等の問題もあることから、県としましては市町や福祉関係団体、それから議員の御紹介にありましたボランティア団体、こういった団体と連携して、さらなる対応を進めるとともに、三重県動物愛護推進センターでありますあすまいるを拠点に、今後も飼い主に対する猫の適正飼養の普及啓発に努めてまいります。

〔4番 荊原広樹議員登壇〕

○4番（荊原広樹） ありがとうございます。

しっかりと協働していただきながら、猫の対策をしっかりとやっていただけたらなというふうに思っております。

（パネルを示す）ここで少しデータを見ていただきたいんですけども、こちらが猫の引取数を示しています。これが保健所の猫の引取数ですかね。医療保健部に御作成をいただきました。

これ、一番左が平成25年度で黒い線で囲ませていただいているのが猫の総数なんですけれども、平成25年度が1885匹の引取りをしておりました。そこからドーンと右肩下がりでずんずんずんと来て、令和5年度では128匹というところで、保健所で預かる猫の頭数というのは大分減ってきているのかなというふうに感じております。

二つ目なんですけれども、（パネルを示す）こちらが残念ながら譲渡先、里親等々が見つからなくて、やむを得ず殺処分となった猫の数の推移がこちらに示されております。こちらは平成27年度からの数字になるんですけども、平成27年度におきましては224匹殺処分したというところだったんですけども、この令和4年度と令和5年度を見ていただきましたら、これはゼロというところで非常にいい数字になってきたのかなというふうに感じております。

先ほどお示しさせていただきました保健所での引取件数も減っているというところで、そういったところから殺処分の件数も減ってきていること

につながってるのかなというふうに思うんですけども、この平成25年度から一気にどんと数が減ってきているという部分の分析と、この殺処分がなくなってきた部分の分析、こういったところを踏まえて県の認識と今後の取組についてどのようにしていくのかをお聞かせ願いたいと思います。御答弁、よろしくお願いいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、殺処分ゼロに至った県の認識と今後の取組について御答弁を申し上げます。

県の推進計画では、やむを得ず殺処分をするというのを防ぐために、犬・猫の殺処分数ゼロを目標に掲げまして、先ほど議員から御紹介いただいたように、令和4年度に引き続き令和5年度も殺処分数ゼロを達成することができております。

この猫の殺処分数ゼロを達成できたのは、一つには保健所での引取件数が減少したこと、さらに譲渡が進んだためであると認識をしております、先ほど議員からも保健所での引取件数が減っているという御指摘をいただいております。

この引取件数が減少した要因でございますが、主なものは三つあると考えております。一つは平成24年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正がありまして、終生飼養が飼い主の責務であることが徹底されたこと。それから、二つ目は動物愛護思想の普及啓発により、安易な飼育の抑制など動物の適正飼養が推進されたこと。それから、三つ目は飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行いますTNR活動、議員から御指摘いただきましたけれども、このTNR活動をあすまいるを中心としましてボランティア団体や民間企業等と連携しながら推進することにより、みだりな繁殖が抑制されたこと、こういったことから引取件数の減少が進んだものと考えております。

例えば、具体的な取組としましては、普及啓発については飼い主に対する終生飼養等の適正飼養の啓発を行うほか、それから議員からも若い段階

からという御指摘がありましたけれども、小学生等を対象に動物愛護の普及啓発を図る動物愛護推進員等と連携しまして、動物愛護教室等を開催しております。

それから、TNR活動につきましては、毎年多くの方に賛同いただいているクラウドファンディングを活用しまして、あすまいるが開所した平成29年度から令和5年度までの7年間でございますが、約8300匹の猫の不妊去勢手術を実施してきたところでございます。

また、譲渡が進んだ要因につきましては、あすまいるを中心にボランティア団体や民間企業等の協力を得まして、保護・収容した猫の譲渡に努めてきた結果であると考えておりまして、これもあすまいるが開所しました平成29年度から令和5年度までに約2000匹の譲渡を実施してきたところでございます。

県としましては、ボランティア団体の皆様や関係団体等との一層の連携を取りながら、引取数の減少と譲渡の推進を図ることで、殺処分ゼロの継続を目指してまいりたいと考えております。

〔4番 荊原広樹議員登壇〕

○4番（荊原広樹） ありがとうございます。

様々対策いただいて本当にありがとうございます。ボランティア団体もかなり頑張ってくださいしております。県も頑張ってくださいしております。引き続き、共に手を取り合って進めていっていただかなければならないと思います。これ、多分どっちかが欠けただけで、また大変なことになってくると思いますので、引き続きボランティア団体と寄り添って進めていただくような形でよろしくお願ひしたいと思います。

少し紹介をさせていただきますけれども、（パネルを示す）こちら、すずねこ新聞といいまして、名張市内にいらっしゃいます保護猫団体の皆様がつくられている新聞であります。非常に小さくて申し訳ないですけども、上に書いてある猫は残念ながら亡くなってしまった猫なんですけれども、真ん中にはその譲渡会の情報があつて、保護猫をここで受渡しができ

たりという情報が書いてあります。

一番下に書いてある猫なんですけれども、こちらも保護猫にはなるんですけれども、最後の3行が非常に心に残っておるので少し紹介をさせていただきたいと思うんです。非常に小っちゃくて申し訳ございませんけれども、下3行に書いてあるところで、「同じ猫でも暮らす場所が変わるだけで、受け入れられ方が180度変わるのなら、掛け替えのない家族として生涯愛される場所へ、1匹でも多く送り出したい。琥珀、よかったね♡」。これは琥珀という猫ちゃんなんですけれども。

この猫も地域猫であったり、野良猫と入り交じるような環境でおった中で保護した猫なんですけれども、やはり幹線道路脇におったりして、いわゆるふん尿であったりとか夜にうるさいであったり、様々な形で非難をされてきたわけなんですけれども、こうやって人の手に渡り保護猫となることで、温かく愛されながら生きることができる。本当に環境が変われば猫が迎える環境というものも非常に変わってきます。まさに人と動物との共生社会づくりということで、今、まさに進めているワンヘルスの考え方に非常になっているのかなというふうにも思っております。

残り1分となりましたので、最後、御紹介だけさせていただきたいと思います。

2026年に大河ドラマで「豊臣兄弟！」というのが行われます。これは豊臣秀吉の兄弟の話、豊臣秀吉、秀長の話なんですけれども、そこに名張をつくったと言われる藤堂高吉が出る可能性が高いということがありまして。というのは、豊臣秀吉が丹羽長秀にちょっと気に入ってもらうために、自分の三男を豊臣秀吉の弟、秀長の養子に送ったというような話がございまして、何かえらい遠いやんけと思ったんですけれども、名張市の歴史家の方に聞いたら、かなり藤堂高吉は活躍していたみたいで、もしこの「豊臣兄弟！」という大河ドラマが始まるのであれば、そんなエキストラみたいな扱いではなく、必ずちゃんとした俳優がついて、しっかりとてはやされると言ったらおかしいですけれども、しっかりと主役級の動きをしてい

くんじゃないかというふうにも言われております。2026年に大河ドラマでありますので、ぜひとも皆さん見ていただければと思います。

今日は五つの質問に御答弁いただきまして誠にありがとうございます。今後とも県政発展のため御尽力いただきますよう、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。36番 津田健児議員。

〔36番 津田健児議員登壇・拍手〕

○36番（津田健児） 自由民主党、津田健児でございます。議長のお許しをいただきましたので、自由な一般質問をさせていただきたいなというふうに思っています。

最近、知事と話をしました。どういう話かと言いますと、子どもへの刷り込みの話です。作戦が失敗したということでございまして、子どもへのどういう刷り込みに失敗したと言いますと、お父さん、私は小さいときにパパと呼ばせておりましたので、パパのことをずうっと大好きにいてくれるための作戦に知事も失敗し、私も失敗をしたと。作戦の内容については、口の軽い私ではございますけれども、これはお子さんのために内緒にしておきますが、

皆さんはぜひ個人的に聞いたっていただきたいなというふうに思います。

私の作戦は、皆さんも経験あるかもしれませんが、お風呂に入って、湯船に入って何秒数えないと駄目だよって経験は結構ないですかね。私の場合は、パパ大好きな歌というのを私が作詞、作曲して、それを歌わないと湯船のから出られないと。知事はそれは虐待だって言っていましたけれども。

でも、やっぱりなかなか続かなくて、小学校高学年ぐらいになると、あれっ、うちの親父ってちょっとおかしいんじゃないかなと思うようになりまして、今はお金のことがないと電話がかかってこない、LINEがこないというような状態になりました。知事は奥さんに完敗したそうでございます。

知らず知らずのうちに、父親、母親からの影響ってすごく皆さんあると思いますけれども、今日は花とか木の話をしませんが、以前もどこかでお話しさせていただいたと思いますが、私は花が好きかな、まあまあ好き、そしてみんなで、県議会の仲間とともに花とみどりの三重づくり条例を頑張って何年か前に出ささせていただきましたけれども、やっぱり花が好きだった、まあまあ好きだったということは、子どものプレゼントって母親はみんな喜ぶけれども、やっぱり母親の喜ぶ姿を見たいもんで花を送ったりプレゼントしたり。

うちの母は三瀬谷小学校出身で、小島議員もだったかな、いきなりすみませんが、三瀬谷ってヤマユリが結構採れたんですね。カブトムシだとかミヤマクワガタもいっぱい捕れましたけれども、ヤマユリが採れるので母と一緒に三瀬谷の山に入ったときに、やっぱりきれいな花だなとって、ユリは好きだねと言うもんで、一生懸命スコップで掘って、ユリをプレゼントしたり、あるいはおやじの経営する園庭にヤマユリを採って移したら、違法なんですかね。言ってしまいましたけれども、採って花壇に植え換えたんだけど、全然育たないなと思ったりもしました。

私が魚を好きなのは、これは父と母の影響ではなくて、父と母と釣りに行ったことは一回もないんですけど、魚が好きなのは東京にいるおじさん、もう亡くなりましたけれども、東京のおじさんが夏休みに四日市市にやってくるんですね。じいちゃん、ばあちゃんの家。四日市市の小山田地

区という田舎のところなんですけれどもやってきて、幼稚園ぐらいのときだったので、すごい大きな網だっていう覚えがあるんですけれども、その自家製の大きな網をおじさんがつくって、いとことともに近くの小川へ行って根こそぎ魚をこうやって捕るんです。カワムツとかオイカワ、夏になるともう背がきれいになって、オイカワが捕れるとこれオイカワや、きれいやっておじさんが言うもので、私の中ではその川魚のランキングでいくとオイカワがナンバーワンで、カワムツがナンバー２で、それでおじさんがアブラハヤという魚があるんですけれども、それがぬるぬるした魚なんですけれども、それが捕れると嫌だなど。

〔「関係あるの」と呼ぶ者あり〕

○36番（津田健児） ちょっと待っというてもらえますか。すみません。ちょっと時間の余裕がありますので。

ぬるぬるして、おじさんがえーってなるもので、アブラハヤから見ると迷惑な話なんですけれども、私の中の川魚のランキングがちょっと下のほうでございました。

何でこんな話をするかという、今から花とか緑とか自然とかそういう話をさせていただきましても、この前の一般質問にもありましたように、子どもの自殺者数が減っていかない。大人の自殺者数ってだんだんと減っているんですけれども、子どもの自殺者数って減っていかない、微増でこうやって上がっているんですね。不登校もそうだし、ひきこもりもそうございます。

自己肯定感の高い子どもは自殺をしないだとか、自己肯定感と非認知能力というのは非常に密接に関係しているんですけれども、その非認知能力って自然の中で養われる部分というのがすごくあると思うんです。感動だとか、やっぱり共感だとか仲間と遊びに行くだとか、自然はそういう非認知能力を高めるための子どもの遊び場、フィールドなんですね。

ですので、今日は自然、森、花、街路樹の話をいっぱいさせていただきま。20年後、30年後の三重県はこうなってほしいという思いでございますので、

ぜひとも執行部の皆さんも20年後、30年後、100年後の三重県はこうなっ
てほしいという思いで答弁をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。再生可能エネルギーに関する検討
会「提言」を受けての県の対応についてでございます。

この検討会は、環境に優しいと言われる太陽光発電施設が森林を削りなが
ら自然がなくなっていく、故郷の景色が変わっていくことをよしとしないメ
ンバーで結成された検討会だったと思います。自然を愛する、途中で知った
んですけれども、登山が好きな平畑副座長をはじめ、全員で発電所建設立地
場所を自然、森林を避けながら適地に誘導していく結論で一致したところ
でございます。執行部にはぜひ重く受け止めていただき、スピード感を持って
対応していただきたいと思います。

提言書では、こうあります。「環境面、防災面等において配慮され、地域
との共生が図られた再生エネルギーの導入を事業者に強く求めていく」。こ
れは我々検討会が最も重要視した課題であり、議会としての意思であります。
提言書を踏まえた県の検討状況を教えていただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 冒頭、津田議員からヤマユリや魚、花、緑、自然につ
いての思いをお聞かせいただきました。加えて、お母様への強い思い、やはり
子どもというのは母親に対する強い思いがあるんだなということもよく分か
りました。父親の無力感にさいなまれているところではございますが、しっ
かりと答弁させていただきたいと思います。

議員からおっしゃっていただきました20年、30年先のふるさと三重を考
えて、我々としては行政を展開していかないかん、そのとおりやと思いますし、
100年先もやっぱり考えていかないかんと思います。

それだけではなくて、やっぱり10年先とかというのも考えていかなあかん
のですけど、今、提言書の中にも盛り込んでいただいております太陽光発電
について、これをしっかりと考えていかないかんと思っています。特に3月
に頂いた提言書については、我々は重く受け止めておりまして、これで我々

にできることは何があるのか、検討を重ねておるところでございます。

10年後と言いましたのは、太陽光発電については今、技術開発が進んでおりまして、民地を使って硬い太陽光発電の基盤を設置するということから、今ある住宅に柔らかく、いろんな形に形を変えるペロブスカイトという発電装置が開発をされつつあります。国では2030年度に再生可能エネルギーの電源構成比率を36%から38%にするということですので、これができますと、今、多くの緑地を削ってつくられている太陽光発電というのは変わってくると思います。

ちなみに、今、日本での再生可能エネルギー電源構成比率が約22%ですので、これが10年もたないうちに15%ぐらい上がっていくということで、そこを見据えながら我々も行政を展開していかないかんというふうに思っております。

頂いた提言書の中で、太陽光発電でありますけど、今、御案内のとおり、再生可能エネルギーは世界でどんどん普及をしております。2015年に世界の再生可能エネルギーの発電施設の容量は、もう石油とか石炭を抜いてきております。さらに2022年は、その2015年、石油、石炭を抜いたもののさらに約2倍になっていると。かなり増えてきております。ドイツなんかは再生可能エネルギーの電源構成比率が約44%ということで、かなり増えていますが、日本は先ほど言いましたように約22%。これは2022年の数字ですけれども。

三重県はどうかということではありますが、太陽光発電は発電量、今、47都道府県の中で7位でございます。かなり増えているのは事実で、三重県の中を歩きますと、太陽光発電の施設がいろんなところにあるのは目につくところですよ。

メリットもありまして、割と容易に施設をつくれるということ、それから非常電源としても使えるということがあるんですが、デメリットとしては太陽光ですから、天候とか季節に左右されてしまうということと、それからこれも提言書の中に書いていただいています地域住民の生活環境や景観、それから自然との協調というんですかね、共生、これを考えていかないかんとい

うことでありまして、これにつきましては国も2012年に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法というのをつくりまして、地域との共生ができるようにと、それから県もそれを受ける形で2017年に三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインというのをつくっています。この法律は、今年の4月に改正法が施行されていますし、この今年の9月に県としてもガイドラインをさらに改定して、導入についてはしっかりと見ていくということにさせていただいているところでございます。

議員がおっしゃるように、あるいは提言書の中にも書いていただいておりますが、地域との共生、これが一番大事だと思っております。それじゃ、規制を強化していけばそれだけで済むのかと言うと、必ずしもそうではないと思います。今、50キロワットを超える自然再生エネルギーの施設は県内に1749件あるんですけど、これを20キロワットに引き下げて見てみますと、1万6000件ぐらいあるということなので、規制をどんどん強化していくと、県民の御要望としてはしっかりと生活環境を守ってほしいという御要望もあると思いますし、それからスピーディに土地を売却していきたいという御要望もあると思います。この二つをどうやってうまく調整を取っていくのかということだと思いますが、一番大事なのは先ほど共生を図るといふうに言いましたが、住民の方々の中でも、周りの方々がもうやるというので同調圧力という言葉では不適切かもしれませんが、もう同調圧力に押し流されてしまって、うんと言わざるを得ないと、そういうようなことが出てこないように、しっかりと運用していくということを我々は提言をいただきながら考えているところでございまして、どういった方策ができるかについて、また考えさせていただきたいと思っております。

〔小見山幸弘政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（小見山幸弘） それでは、私のほうからは今現在の具体的な取組についてお答えさせていただきます。

太陽光発電施設の適正導入に向けましては、地域の安全面、防災面、景観や環境面への影響等検討すべき事項が多岐にわたることから、これまでも関

係部局、雇用経済部、環境共生局、農林水産部、県土整備部、そして政策企画部等でございますが、連携して県のガイドラインに沿って対応してきたところでございます。

また、本年度前半には、県議会からの提言を踏まえまして、県内の太陽光発電施設の導入形態、規模等の把握をはじめ、設置場所に応じた対策、課題の洗い出しなどを市町との意見交換を通じて確認してまいりました。

さらに、適正導入に係る条例を制定している山梨県、宮城県にもヒアリング調査を実施し、制度の運用状況について研究をしてきたところでございます。

こうした調査研究を進める中で、近年増加傾向にありますF I T対象外の太陽光発電施設や50キロワット未満の小規模な太陽光発電施設への対応、また農地転用しての設置や風致地区への設置など、具体的な課題も明らかになってきたことから、この11月に関係部局による横断的な検討会、次長級の職員をメンバーとしておりますが、それを立ち上げまして、適正導入に向け、抜け漏れのないよう実効性のある対策の検討を開始したところでございます。

今後は、先行県で条例検討に関わった有識者等からのヒアリングを予定しております。専門的な見地から助言をいただくとともに、先行県独自の規制の対象の範囲や内容等を詳細に調査することとしております。

引き続き、関係部局が連携して、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入・促進に向け、先行県の条例を参考にしつつ、制度・運用の検討に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

[36番 津田健児議員登壇]

○36番（津田健児） ありがとうございます。

風致地区の話をちょっとしようかなと思っていましたけれども、既に検討していくということなので、風致地区の再質問は、まあ、いいのかなと思いました。

知事が一番大事なことは地域との共生ということを言っていただきました。

本当に大事なことだというふうに思っています。

その中で、四日市市でもいろんな太陽光発電設置にまつわる課題があります。私を知る多くの地域は、住民は泣き寝入りをしたり、あるいはその地域で分断が生まれる。賛成派と反対派がけんかをして分断が生まれる。そういうことをやっぱり行政は見て見ぬふりをしたらあかんと思います。住民の人が困っている、行政に助けを求めている、苦しんでいるのに、それを政治が、行政が放つといたらあかんと思います。見て見ぬふりをしたらあかんと思います。さっきのいじめもそうだったと思います。見てふりをしたらあかんと思います。

我々議会はやるべきことをさせていただいたと思います。議会で検討会を開いて結論を出しました。今のガイドラインでは対応できないことだとか、小規模の太陽光発電が設置されるために、抜け穴のようにどんどんどんどん増えていくと、その対応をしてほしいだとか、我々県議会はやるべきことやりました。行政に対してちゃんとパスができたかどうかは分かりませんが、パスをさせていただきました。次はやっぱり行政の仕事だというふうに思っています。行政は議会のそういった思いを汲んでいただいて、しっかりとゴールを決めていただきたいと思います。見て見ぬふりをしたらあかんと思います。地域との共生が一番大事だと思いますので、そのことについて小規模な太陽光発電を含めてお答えをいただきたいと思います。

○政策企画部長（小見山幸弘） いろんな形で、先ほど知事のほうからも御説明がありましたけれども、国のほうで新しい法律改正等もございますが、確かなかなか全てのことをカバーできとることはないと思いますので、その辺をしっかりと、御提言いただいた中身も検討会でもってどういうふうなことができるかというのを今、検討を始めておりますので、そういうふうな観点も含めてどこまでの部分で、先ほどもありましたけれども、今は50キロワットとかそれ以上という形のガイドラインになっておりますけれども、それがどういうふうな形で本当に必要なのかどうかについても議論を深めていきたいというふうに考えております。

○知事（一見勝之） 先ほど住民に寄り添うのが重要だというふうに申し上げました。特に脱法行為的なものを許しておいてはモラルハザードになってしまいます。それから、議員は住民の泣き寝入りというふうにおっしゃいましたけれども、住民の中でもいろんな声があって、やっぱり同調圧力みたいのがあるって流されてしまうということもあると思います。

そういうことをやっぱり行政として放置しといてはいけないというのはおっしゃるとおりですので、何ができるか、先ほど部長がお答えを申し上げましたが、小規模発電についてどんなふうに手だてが取れるのか、他方なるべく行政手続は早くしてほしいというふうにおっしゃっておられる方もおいでになると。その調整をどう取っていくのか、これから議員の皆さんの御意見もいただきながら進めていきたいと思っております。

〔36番 津田健児議員登壇〕

○36番（津田健児） 繰り返しになりますけれども、地域の人が行政を頼って助けを求めていますので、やっぱりそれをしっかりと受け止めて、スピード感を持ってルールをつくっていただきたいというふうに思います。

次に、木ですね。花とみどりの三重づくり条例について、街路樹についてということでございます。

（パネルを示す）パネルを見ていただきたいと思います。これ、あまり出さなくてもいいパネルかもしれませんが、これ、この前、仙台市へ行ってきました。スマホを新幹線に忘れてしまい、私が撮った写真ではないんですけれども、市役所の職員にわざわざ送っていただいた仙台市の街路樹です。とてもきれいでした。

それから、私、視察に行くと街路樹の写真ばかり撮っているんで、これでも絞ったつもりですけども、（パネルを示す）これは横浜市。横浜市も非常にきれいでした。泊まったホテルの真ん前でした。（パネルを示す）これは何か後ろ姿のモデルさん、どっかで見たような方でございますけれども、また当ててください。

これは滋賀県のメタセコイアです。ここは街路樹を観光資源にして誘客し

ようという本当にきれいで、夏だったと思いますけれども、秋の紅葉、隣は服部議員ですけれども、秋の紅葉ってすごくきれいだよというふうに言っていました。街路樹が観光資源になっているところです。

(パネルを示す) これは新潟市。(パネルを示す) これは兵庫県の伊丹市なんですけれども、なぜこの街路樹を写真に撮って見てもらったかと言いますと、電線が入っていると強剪定せなあかんと結構言われているじゃないですか。でも、ここは、新潟市も伊丹市もうまくその電線を避けながら樹形をなるべく壊さずに刈っているので、これからこんなような切り方をさせていただきたいと思って、ちょっと写真を絞って見ていただきました。

先日、街路樹が最も美しいと言われる仙台市に行ってまいりました。東京、横浜、福岡など街路樹がきれいな都市はいっぱいですが、杜の都と呼ばれる仙台市は、私の中でも最も街路樹が美しいまちです。

また、仙台市の街路樹の取組について説明をしてくださった仙台市百年の杜推進部、百年の杜推進部って本当にいい名前だなと思うんですが、自然愛あふれる名前です。説明していただいた女性の方、職員さん2人も本当に街路樹愛あふれた説明で、本当に充実した視察でした。

ところで、仙台市の杜の都の始まりは、戦国時代に伊達政宗公が木を植えることを推奨したことから、武家の屋敷に屋敷林がつくられ、まちに緑が広がり、明治時代には杜の都と呼ばれるようになったそうです。第二次世界大戦の仙台空襲によって、一旦は杜の都が消滅してしまいましたが、戦後復旧の区画整理事業において、市民は街路樹や公園の緑を強く求め、そして杜の都仙台が復活したという説明をいただきました。

杜の都の復活はルールが、制度が、あるいは政令指定都市でお金があるからということよりも、市民のそういった街路樹に対する愛情だとか街路樹文化というか、精神文化というものがあったからだなというふうに私は思っています。やっぱり人なんだなというふうに思いました。

まず、仙台市の美しい街路樹をつくっている一つの取組を紹介したいと思いますが、街路樹マネジメント方針に基づき、街路樹マニュアルで1本1本

IDをつけて樹種、街路樹の種類、樹高、街路樹の高さ、幹の太さ、健康状態などをデータ化、データで記憶して維持管理をしています。もちろん、1本たりとも強剪定しない。そして、造園業の方々と連携しながら樹形がぶれないように管理カルテをつくっています。

また、街路樹をきちっと管理することによって、倒木を防いでいます。道が崩壊して崩れるケースはありますけれども、さきの東日本大震災においても倒木はなかったそうでございます。

そこで質問です。三重県の街路樹に関する計画によりますと、令和4年に策定された三重県街路樹マネジメント方針に基づいて景観等に配慮する道路、交通安全・防災等に配慮する道路、その他の道路、三つの区分に応じて街路樹を管理することになっています。

そうなってくると心配なのは、景観等に配慮する道路に選定されなかったら、また今までのようにぶつ切りになってしまうのではないかと。景観等に配慮する道路の長さを短くすれば、また今までやってきたことと一緒ではないかと思うからです。

そこで日本で最も街路樹が美しいと言われる仙台市のように、1本1本管理して街路樹を整えていく方式に変えていくことが望ましいと思いますが、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは、街路樹の管理方針について御答弁いたします。

三重県の街路樹ですが、県管理道路、現在86路線ありまして、高木を約1万2000本、中木を約8000本管理しております。その多くは昭和から平成の初期に植えられておりまして、老木化による倒木や大木化による通行の阻害、剪定費用の増加など、様々な課題が顕現化しておる状態で適切な維持管理、これをしっかりやっていくことが必要となってきた状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、道路の機能に応じて街路樹を適切に管理することを目的とした三重県街路樹マネジメント方針、これを令和4年3月に

策定しております。この方針では、先ほど議員が御指摘されておりましたとおり、三つの区分に分けておまして、景観等に配慮する道路、そして交通安全・防災等に配慮する道路、その他の道路ということになっております。景観等に配慮する道路が大体64%ぐらいとなっております。

この景観等に配慮する道路では、適切な維持管理になるよう樹種ごとに管理目標樹形を設定しまして、街路樹の成長を考慮した適正な配置の考え方を示しています。

次に、交通安全・防災等に配慮する道路でございますが、これは大体2割ぐらいあるんですが、2年に1回強剪定を行うとともに、樹木の撤去や間引き、樹種の変更などを検討し、安全性の確保に努めることとしておりました。

しかしながら、花とみどりの三重づくり条例の制定過程において有識者、これは千葉大学の藤井教授、昨年度にシンポジウムに来ていただきましたが、こういった方々の意見をお聴きする中で、強剪定すると樹木が弱ってしまう、また幹から葉が出る胴噴き等がかえって視認性の妨げになるというような御指摘がありました。

また、東京都日野市の、これは道路じゃありませんが、緑地樹木の落下で死亡事故があったと。そういったことも受けまして、1本1本、しっかりと健全性を確認するということが非常に重要であるということを再認識いたしました。

よって、将来にわたり健全に維持保全していくために、街路樹マネジメント方針について、強剪定はやめるということにしたとともに、しっかりと1本1本の状況を踏まえて、具体的に管理手法に取り組んでいくということにしていきたいと考えております。

具体的には、各事務所において街路樹維持管理計画を策定していきます。その中で全ての街路樹について1本ごとに健全度を診断しまして、その診断結果をしっかりとデジタル化して街路樹台帳、これは仙台市と同じように1本1本台帳を作成したいというふうに考えております。

そして、街路樹マネジメント方針の中で示している三つの道路機能に応じ

まして、街路樹本来の景観向上や環境保全、木陰などの形成などの機能が将来にわたり発揮されるとともに、交通安全等が確保された県民が誇れる街路樹として、議員がおっしゃいましたように、20年、30年しっかりと景観が保てるような計画的な整備、維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

〔36番 津田健児議員登壇〕

○36番（津田健児） 私にとっては100点満点以上の答弁でございますので、これ以上言うことはございません。ありがとうございます。

ただ、ただなんですけど、やはり人が一番大事だと思いますけれども、その観点でちょっと質問させていただきたいと思いますが、（パネルを示す）この写真を。1年前、三重県街路樹の日というのを11月11日と決めました。去年だったかな、講演会を開いて本当に楽しい実のある講演会だったと思いますが、今年は何するのと聞いたら、植木まつりにブースを置いてということだったので見に行きましたが、私が行ったときは雨降りだったので人が全くなくて寂しい状態で、職員もちょっとかわいそうだったんですが、何とかならないのかなと思いました。

時間がないのでどうしようかなと思っているんですが、できるところまでやろうと思うんですけども。自由な質問なので。

一般質問に合わせて床屋に行ってきたんですけどもね。近くの床屋に行ってきました。普通は釣りの話とか魚の話ばかりするんですけども、政治に対して辛口で、結構怒られてきたんですね。

まずは石破総理の批判、批評。一応、私、自由民主党なんだけどなど思いながら、うんうんと黙って同調してきました。

次は、市長の。市長選挙の後だったんですけど、私は8年前、稲垣議長を応援しましたけれども、いや、今回は森さんを応援してただけどなど思いながら、市長のことを結構、市長が聞いていたら申し訳ないけれども、聞きながら黙っていました。

次は知事のことになりまして、知事のことを、ああ、言いかけたなと思っ

たら、津田さん、知事ってどんな人って言うもんで、どんな人って言われてもなと思しながら、私は知事はいじめられている姿を見たらそこに入っていった一緒に殴られるタイプかなというふうに言ってきました。これはもう私の感覚です。

次、何を言うのかなと思ったら、街路樹の話が出てきまして、大きな市道の真ん前なんですけれども、イチョウの街路樹がありまして、あの街路樹をもう切ってほしいと、何でもええから刈ってほしいと、掃除するのが大変だと言われて、そのときはちょっと黙っておれなくて、ちゃんと管理せなあかんわなみたいな形で否定もせずにとちょっと方向を変えたような言い方をさせていただきました。

ただ、こうやって街路樹は何でもいいから切ってくれだとか刈ってくれだとか抜いてくれという意見は、いっぱいあることは本当に私も重々知っております。

でも、やっぱり北風と太陽ではないんですけれども、だからこそ、そんなん考え方が違うんじゃないのと言うんではなくて、少しずつ理解してもらおう、少しずつ街路樹に対して愛着を持ってもらおう、少しずつ街路樹の大切さを分かってもらおう、そういう努力を少しずつしていくことがすごく大事だなと思って、三重県街路樹の日を定めました。

初めは街路樹の日なんか要らないだとか、街路樹の日、いつにするんだと我々はたくさん議論しましたけれども、少しずつ理解をしていただきながら変えていくということのきっかけになればいいなと思って、三重県街路樹の日の選定をしました。当時の花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員会委員長は小林副議長ですけれども、県の職員がずっと何か考えると大変なので、例えば4年に1回はその業界にお願いしたり、造園業の人にお願いしたり、4年に1回、選挙にかからない年ぐらいは小林副議長も受けると言っていますので、旧花とみどりのメンバーでお金をもらったら何でもしまするので、考えてきますので、ぜひともこういう何かちょっと寂しいようなイベントではなくて、少しずつ住民の気持ちが変わっていくような努力をし

ていただきたいというふうに思います。

質問をしようかなと思ったけれども、ちょっとやめとこうかな。ちょっとやめときますね。やめときます。どうします。

じゃ、ちょっとだけ簡潔にお願いします。

○**県土整備部長（若尾将徳）** 行っていただきまして、ありがとうございます。

議員が行った日、2日は雨であまり人がいなかったというのを聞いております。次の日、私も行ったんですけども、3日は結構人がたくさん来ておりましたが、確かに非常に寂しい、あそこのブースはちょっと外れであったんで、ちょっと寂しいなというのもありましたし、周知もあまりしていなかったというのもありますので、今後、やり方については考えていきたいと思えますし、あわせて、街路樹ってどうしても道路管理の中であんまり意識されないところもありますので、職員に対してもしっかりと道路管理として街路樹も意識するように啓発していきたいというふうに考えております。

〔36番 津田健児議員登壇〕

○**36番（津田健児）** ありがとうございます。ぜひみんなで、みんなでちょっと楽しくやってみましょう。

次に、県民と共につくる花いっぱい道を増やそう！ということで、花のところに入ります。

花は本当に人を幸せにしてくれます。花を植えるときも育てるときも花を眺めるときも幸せにしてくれます。文句なしに花をプレゼントされた人もプレゼントする人も幸せな気持ちにしてくれます。

議場でも毎回きれいなお花を生けていただき、いろいろなものがぶつかる議会、議場でありますけれども、心を和ませていただいております。本当にありがとうございます。

では、計画の基本的な施策、条例に基づいた計画をちょっと見てみますと、いろいろな花に関する事業があるわけなんですけど、県有施設等における花とみどりの活用、フラワーオアシス推進事業、みえ花と絆のプロジェクトなどなど、たくさん花を植える事業があります。

しかし、これらの全ては県民との協力なくしては成り立たない取組です。花とみどりの三重づくりは、県民の参加なしでは進めることはできません。

それでは、長年、花植え活動を続けておられる鳥羽市の相差のやっさんにちょっとインタビューをしてみました。

(パネルを示す) この方、どこかで見覚えがあるかもしれませんが、やっさん、LINEを送って、写真を送ってと、ちょっと嫌々だったかもしれませんが、送っていただきました。ここはインターチェンジがあったところですね。それがなくなって余ったところに花を植えたということでございます。相差のやっさんいわく、花を植えたり草を抜いたりするのは一旦馬力なので、そんなに大変じゃないんですけども、夏場は毎日水やりをするのが大変です。ですので、下にちょっと水道管があったので、許可を得て自分で工事して水道をつくって、地域の方とともに一緒に花植えをされているそうです。

花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員会で、熊野市へ行ってきました。国道42号、最近はないですけれども、よく串本町に行くときに道中見てきれいだなと思うんですが、あそこの道路管理者は国ですけれども国が水道を中に敷いて、水道代は熊野市が持って、ごみも熊野市が持って、そして花植えだとか管理は地域の方がやるんです。だから、そういう仕組みがあるからずっと続いている花植え活動です。ぜひとも、本当に簡単で単純なことだけでも、この簡単でシンプルなことがないと、毎日のことができないと。なかなか花いっぱい道路にならないので、この仕組みを道路管理者だとか市とか町とか住民の方と相談しながらちょっと考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

[若尾将徳県土整備部長登壇]

○**県土整備部長(若尾将徳)** それでは、道路の花植え活動について御答弁いたします。

県管理道路、約3500キロメートルありまして、この道路管理、様々な御意見、苦情をいただいております、非常に大変なところであります。

特に道路を美しく保つための清掃や花植えなどの緑化活動については、なかなか道路管理者だけで細部にわたってできませんので、県民のボランティアなどによる美化活動を推進しているところでもあります。

その制度として美化ボランティア制度、ふれあいの道制度を設けているとともに、みえ花と絆のプロジェクトというプロジェクトの中では、花植え活動を通じて高齢者、子どもたちをはじめ様々な方がいざというときに助け合える地域づくりを地域の皆様と協働して進めているところでもあります。

花を育てるために水やりは必要でありますので、ただ道路区域内には水道施設はほとんどありませんので、先ほどの議員の写真のとおり、現在活動していただいている方々には、近く住宅や施設の水道を使わせていただく場合もあるということは聞いております。

そういった中で、地域で活動いただく際の負担軽減のために、水道施設を設置してはどうかという御意見はいただくことがあります。

ただ、道路管理者が水道施設を整備するに当たっては、整備費用、水道料金、水栓の管理、市町の協力等様々な課題があるとともに、水やり活動を長期間にわたって継続されないとその水道が無駄になってしまいますので、そういったことが大前提にあるというふうに考えております。

そのため、道路外から水を調達していただくということが基本になりますけれども、付近に水道施設がないなど水の調達が困難であって、かつ地元の方や市町の熱意がありまして、先ほどの課題と一緒に御協力して対応いただける場合には、水道施設の整備については前向きに検討していきたいというふうに思っております。

道路空間の美化については、花とみどりの三重づくり条例、この制定趣旨を踏まえて、今後も国道42号など他の事例も参考にしながら、地域住民の参画を促しながら積極的に進めてまいります。

〔36番 津田健児議員登壇〕

○36番（津田健児） どうもありがとうございました。すばらしい答弁でありがとうございます。

やっぱり継続できるかどうか。やっぱり花植え活動をされている方に聞くと、結構年寄りというか、年配の方が多いので、継続というのは非常に重要な視点だというふうに思います。地域だとか市町のやる気だとかそういうのを踏まえていただき、仕組みづくりを考えていただきたいというふうに思っています。

三重県のいいところってたくさんあります。知事がよく言うちょっと三重県民性というか、奥ゆかしいことなのかもしれませんけれども、なかなか営業するのが苦手な県民性です。私は嫌いではないですけども、でもやっぱり商売だとか行政になると少し違うのかなというところもあります。

また、自然の豊かさ。令和13年には全国植樹祭があります。来年はこの質問をしっかりとやろうかなと思っていますけれども、やっぱり自然の豊かさが我々の三重県の誇りだというふうに思います。

山や自然は大事だけれども、街路樹、道路に生える花はそうではないということではやっぱり成り立たないので、そういった森林、山も大事だけれども、自然も大事だけれども、1本1本の花や街路樹も大事なんだという思いで行政を進めていただきたいというふうに思います。

次に、エシカル消費についてお伺いしたいと思います。

今年5月、こんな記事を読みました。今どきの就職活動、就活のスタイルですが、変わってきたという記事でございました。我々が大学生の時代、人気があった会社は大手銀行とかですね。大学生のときにバブルがはじけましたけれども、はじける前は証券会社なんかがすごく人気があったように思います。高い給料、安定、会社の規模、知名度みたいなものが就活の決め手だったように思います。

皆さん、エシカル就活という言葉をお聞きになったことはありますか。エシカル就活とは、気候変動、環境、人権、貧困、フェアトレードなどの社会課題が注目される中、それらの社会課題に取り組んでいる企業を選んで就活することをエシカル就活と呼ぶようになっているそうです。

大手就職情報会社学情が2025年3月卒業予定の大学生、大学院生を対象に

行ったアンケートでは、「仕事選びにおいて、社会課題の解決に貢献できるかを意識しますか？」という問いに対して、「意識する」、「どちらかと言えば意識する」と回答した学生が7割を超えました。多くの若者が就職の際に三重県から離れていく悲しい現状を考えても、若者が関心を寄せるエシカルな会社を三重県がどんどんと応援していくことはとても重要なことだと思います。

今から3年以上前、令和3年6月の本会議において、エシカル消費について質問をさせていただきました。大変前向きな御答弁をいただきました。このときは、ウイグル自治区の人権という観点で、エシカル消費について質問させていただきましたが、まずは三重県のエシカル消費の取組の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

〔竹内康雄環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内康雄） それでは、エシカル消費の県の取組について御答弁をさせていただきます。

エシカル消費は、よりよい社会の実現に向けた人や社会、地域、環境に配慮した消費行動でございます。持続可能な消費生活を確保するためには、県民の皆さんが日常生活の中でエコ商品や障がい者の方々への支援につながる商品、途上国の労働者の生活改善と自立につながるフェアトレード認証商品の購入等を通じてエシカル消費を自覚し、自発的に行動していただけるようになっていただくことが重要というふうに考えております。

今年度を実施しましたエシカル消費に関する認知度のアンケートにおきましては、エシカル消費という言葉を知っているというふうに回答していただいた割合は34.9%でございまして、昨年度の27.4%に比べて上昇はしておりますけれども、まだまだ低い数字ということでございます。

県民の皆さんの認知度や関心をさらに高めていくため、市町、消費者団体、事業者団体、関係機関等と連携し、普及啓発に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

こうした中で県ではエシカル消費の啓発動画を作成しまして、県の消費生

活センターホームページに掲載するとともに、今後の行動変容につなげていただくように、若年層や子育て世代を主なターゲットとして、その動画をLINE等のSNSを活用して配信しているところでございます。

また、多くの方がエシカル消費に関心を持っていただけるように、県内最大規模の環境イベントでありますみえ環境フェアにおきまして、来場者の方が色紙にエシカル消費への思いを記入していただいて、それを木の幹をかたどった台紙に貼り付けてエシカル消費ツリーを完成させていただくといった取組や毎年、消費者月間、これ5月でございますが、その記念講演会を開催するとともに、その場で併せて市町・消費者団体等で構成する、みえ・くらしのネットワークと連携した啓発も行っております。

さらには、エシカル消費の中でもフェアトレードにつきましては、品目が限られとる中で、その認証商品の一つでありますサッカーボールなどのスポーツボールをこれまで希望する県立学校74校に配布しまして、合計で300球ほどになってございますが、学校の授業等で活用をいただいているところでございます。

今後、さらなる認知度の向上に向けまして、新たにショッピングセンターでのエシカル消費につながる商品等の紹介や、消費者月間啓発イベントにおけるフェアトレード認証商品の展示、サンプル配布、それから私立高校へのスポーツボールの配布なども検討していきたいというふうに考えております。

今後とも県民の皆さんのエシカル消費に関する認知度や関心を高めていけるよう、関係部局と連携しながら普及啓発に取り組んでまいります。

〔36番 津田健児議員登壇〕

○36番（津田健児） 3年前の前向きな答弁から関心というか、その関心度を高めるいろんなイベントだとか取組をやっていたいたり、フェアトレードボールを学校に配布していただいたり、それとか、関係団体とともにみんなでエシカル消費の認知度を高めようという取組であったり、いろんな取組をしていただいていることが分かりました。続けていただきたいと思います。

認知度も上がっているというふうに理解しました。

この前、先月だったかな、小林副議長と一緒にエシカル消費の条例をつくっている徳島県へちょっと行ってきたんですけれども、徳島県は教育と結構連携してやっていたり、エシカル甲子園みたいなイベントを三重県から津田学園じゃなくて暁学園だったそうでございますけれども、結構積極的に高校生に、学校に入って行って、その認知度を上げているそうでございまして、その認知度は60%を超えているというふうに言っていました。一生懸命やっていました。

こういう取組は必要で、どんどん進めていただきたいと思うんですが、実は3年前に私が質問させていただいたのは、そういう取組を一生懸命やっていただきたいということもあるんですけれども、一旦馬力というか、そういうことではなくて、仕組み、ルールをつくっていただきたい。

例えば、三重県には障害者就労施設等からの物品の優先調達制度があったり、グリーン購入があったり、公共工事の総合評価方式の中に人権という項目、加点があったりするんですが、そういう仕組みでエシカルな会社を応援していく、一旦馬力ということよりもイベント的なことではなくて、ルール、仕組みで応援していくべきではないかという問いに対して、当時の部長が会計上の整理は必要だけでも前向きに検討していくという答弁をいただきましたので、ぜひともそういう仕組み、ルールをつくっていただきたい。しかも、環境生活部が取り扱っているところというのはすごく限られていると思います。各部、各局で物を買ったり買い物をしたり契約をしていると思いますので、ぜひとも全庁的にほかの部局と連携しながらエシカルな企業を、団体を応援していただけるように頑張りたいと思いますので、その点について、もう一度答弁をいただきたいと思います。

○環境生活部長（竹内康雄） 今、おっしゃっていただきましたように、県民の皆さんのエシカル消費に関する認知度や関心を高めていくためには、県庁全体におきましてもそういった考え方を意識しながら事業に取り組んでいくということは重要というふうに考えております。

現在は、県庁ではエシカル消費につながる取組ということで、グリーン購

入、障害者就労施設等からの優先調達ということを進めておるところでございますが、フェアトレード認証商品につきましては品目が限られていることもございまして、庁内でそうした商品の調達が進むように、まずは庁内会議の場などを通じまして、事業での活用に関する情報提供などフェアトレード認証商品の優先的な調達について各部局へ働きかけをしていきたいというふうに考えております。

また、県庁におけるエシカル消費の考え方を踏まえた物品調達の仕組みということにつきましては、環境生活部のほうが中心となりまして検討を進めていきたいというふうに考えております。

[36番 津田健児議員登壇]

○36番（津田健児） ぜひルールづくりのほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどカスハラの話もありました。フェアな立場で、適正な価格でそのもの、サービスをいただく、フェアトレードの考え方とか、社内議員が給食の話をされました。地元で地元のものを食べる、購入する考え方。それによって地元のものを買って食べることは大事なことなんだよということ子どもたちに理解してもらうとか、そういうエシカルな活動って、エシカルって言わなくてもたくさんあると思ひます。ぜひとも全庁を挙げて連携しながら取り組んでいただきたいというふうに思ひています。

少し早くになりましたけれども、一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。45番 舟橋裕幸議員。

〔45番 舟橋裕幸議員登壇・拍手〕

○45番（舟橋裕幸） 新政みえ、津市選挙区選出の舟橋裕幸でございます。本定例月会議のトリを務めさせていただきます。

先ほどの質問でありました津田議員のように、柔軟で夢とロマンあふれる質問はあまり得意ではございませんもんで、ゴツゴツとした内容で、コツコツと質問をさせていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

令和6年第213回通常国会は、政治と金問題が大きくクローズアップされ、10月の衆議院議員総選挙では与党が過半数割れに至りました。こうした中においても、私たちの生活に大きく関係する法律の改正がありました。地方自治法と食料・農業・農村基本法であります。

そこで、この二つの法律改正における県との関わりについてお伺いをいたします。

まず、地方自治法の一部改正における指示権についてお伺いします。

法律の内容に大規模災害や感染症など国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国が地方自治体に対し、その事務処理について講ずべき措置に関し、必要な指示ができる旨の規定が盛り込まれました。国会での議論においても具体的な想定事態を示していないことから、今回の指示権は対象があらゆる地方行政の業務に広がるので、明らかに恣意的な運用の余地も広がり、有事の際に一方的に国に従わせることを可能とするような危うさを指摘する声もあります。国が指示権を持つことが地方分権、地方自治の流れに逆行し、地方への圧力になるのではないのでしょうか。

3月、日本弁護士連合会は、曖昧な要件の下に国の指示権を一般的に認めようとする点で、地方自治の本旨に照らして極めて問題と指摘しています。

本年3月、県議会において、地方公共団体に対する包括的な指示権を明記する地方自治法改正案の規定の撤回を求める意見書案を提案しましたが、残念ながら採択には至りませんでした。

本年6月19日、法律の成立を受け、全国知事会でも地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように求める声明を出しています。

そこでこのたびの地方自治法一部改正、特に指示権について知事の御所見をお伺いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 地方自治法の改正に伴います国から自治体への指示権ですけれども、このきっかけとなりましたのは、コロナ禍の中でダイヤモンド・プリンセス号がきっかけであるというふうに聞いております。残念ながら乗船された3711人の乗客乗務員のうち712人が感染されて、13人が死亡されたということであります。

この船の中での感染に関しましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づきまして所管する都道府県知事が対応するというので、この船は横浜の岸壁に着きましたので神奈川県が対応すると。ただ、それではやっぱり限界があると。神奈川県知事も自分のところだけでは無理だという話も言っておられました。国としても感染症法上、権限は都道府県知事にあるものですから対応することができない部分もあったと聞いています。

ただ、私もこのとき、国におりましたけれども、当時はまだどんな感染症か分からない中で、自動車局長でしたから、隔離施設を国が研修所なんかを全部押さえまして、そこにお連れするというをやったんですが、私の担当はそこにお連れするときに、防護服を着てもらったドライバーにバスでもって連れていってもらったんですけど、そのバス会社に依頼をするという、結構大変な思いをしていました。

また、海上保安庁では、このダイヤモンド・プリンセス号の中で隔離をされていた方々、もちろんトイレを使いますので、船の中のトイレがいっぱいになる、それをどういうふうに対応するのかと。国でもかなりやることはやったというふうに思っています。ただ、法令の権限上、できない部分もあったと。それを法の欠缺というようなものを補完するために、この地方自治法の一部改正が行われて指示権ができたものであるというふうには聞いております。

ただ、議員から御指摘のように、これは安易に国が指示権を振るうということがあってはいけないのは論をまたないところでありまして、御指摘いただいたように、全国知事会から安易に行使されないことなどについて意見を出しまして、その結果、附帯決議も決定をされましたし、またもともとその法律の中の手続として、この指示権、指示については閣議決定をすること、そのいとまがない場合は事後に国会報告をすることということで、恣意的に使われることがないような規定がかなり盛り込まれていると思っております。

ただ、法律というのはつくってそれで終わりというわけではありません。実際にこれがどう動いていくかということなんですけれども、実際の運用が問題になってくると思います。その適切な運用が行われますように、私どもは常にウオッチしとかなきゃいけないと思っておりますし、今後も全国知事会と連携をしながら対応していきたいと考えているところでございます。

〔45番 舟橋裕幸議員登壇〕

○45番（舟橋裕幸） 地方自治というのは日本国憲法第92条に保障されています。指示権を認めることは、国と地方自治体との関係を対等な立場とするこれまでの地方分権改革の趣旨に反するおそれがあると私は思っています。

今、知事が答弁されました新型コロナウイルス感染症の問題、国会の議論の中でも確かに新型コロナの問題やとか災害の問題が一つの例示としてありましたけれども、そのときに国会においても、それやったら感染症法だとか災害対策基本法だとかあるやないかと、それを改正することによってカバーできるのではないかというような話もあったのを記憶しています。そういっ

た意味で、やっぱりもう少しはっきりしてよねと、はっきりして地方自治体としても受け入れるものか、受け入れがたいものなのかを決めてほしいというふう思うんです。

あの6月のときの国会と今の国会情勢は大きく変わりました。ある面では、国会がいわゆる言論の府という権能を復活した国会であろうかと今、期待をしています。そういった意味で、もう一回、先ほど全国知事会のことをおっしゃいましたけれども、やっぱり全国知事会なんかを通じて指示を受ける立場として、もっとこの指示権の内容について具体化してほしいという要望を上げてはいかがかんと思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょう。

○知事（一見勝之） 国会、立法府について私がコメントするような立場にはないのは事実でございます。という立場にはありませんけれども、言論の府であることはおっしゃるとおりでありまして、それは今までもそうですし、これからもそうだと思います。しっかりとした議論をしていただいているものと承知しております。

先ほどちょっとコロナ禍の話を行いました。新型コロナへの対処というのは今までの法令体系ではなかなかできやんだ。どういうふうにするのか、抜け穴というんですか、抜け落ちる部分があったので、それに対するものがこの指示権だというふうには承知をしておるんですが、対応のやり方はいろいろあると思います。

例えば、フランスみたいに法律を直ちにつくることができない。法律をつくるのは、議員も御案内のとおりですけど、時間がかかります。幾ら早くても半年ぐらいはかかってしまいますので、したがってフランスなんかですと大統領令というのが、デクレと言いますが、法律をつくらなくても大統領が指示、命令をすると法律と同じ効果を発揮して、権利を制限して義務を課することができるというのがあるんですけど、それは日本には恐らくなじまないと思います。

そこで、その中間的なところを取ったのがこの指示権だと思います。

おっしゃるように、感染症法の改正だとか、あるいは災害対策基本法の改

正でできる部分はあると思いますが、これからどういう事態が起こってくるのか分からないという国家の危機感というのも分からんではないというところ。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、何でもこれを使えばいいというわけではないということで、今年の8月に福井県で開催されました全国知事会におきましても、安易に行使されないようにと、それから必要最小限度にしないかんで、あらかじめ運用方針、恐らくこの運用方針の部分が先ほど議員がおっしゃったあらかじめケースを想定してということになると思いますけれども、そういうふうにしてほしい、運用方針を定めてほしい、それから想定される事態を明確化してほしい、こういう意見を出しております。

これにつきましては当時ですけれども、地方創生担当大臣の自見大臣、それから総務大臣にも要請を出しておりますので、先ほども言いましたが、今後運用が問題になってきますので、その運用がどのようになされるか、知事会と一緒に注意をしながら見守りをし、加えて見守っているだけではいけませんので、地方にとって不適切な事態があれば意見をまた言い、場合によっては法の改正、再改正も意見具申をしていくということになるろうかと思っております。

〔45番 舟橋裕幸議員登壇〕

○45番（舟橋裕幸） 国と地方が対等平等の関係において、指示権がどういう位置づけになるかでありますけれども、国も万能ではありません。新型コロナの対策を見ていると、やっぱり学校のあの一斉休校の問題だったり、アベノマスクの問題であったり、間違えることもあるんだと思います。そのときに、指示権が一方的に問答無用で地方、言うことを聞けというような形の運用にならないように、全国知事会としてもこれから頑張っていただきたいなと思います。

次に、地方分権についてお伺いします。

国と地方の関係は、かつて法律上も上下・主従と規定されておりました。地方分権改革が進み、2000年施行の地方分権一括法により、上下・主従の関係

から対等・協力の関係に変わりました。つまり、法律上、国と地方は対等になったわけです。国から県への機関委任事務も自治事務、法定受託事務に区分され、当時2期目の議員であった私も地方の時代到来と期待したところであります。

あれから25年経過しました。私自身行政事務に関わっていませんので、地方分権の進展を体感できていません。本当に地方が国と対等だと考え、実際にそのように行動してきた人は、日本全国広しといえどもあまり多くはないのでしょうか。

中央省庁の官僚も自分たちが上級官庁だと思っている人が多いと思いますし、地方自治体の職員もいまだに国のことを上級官庁だと思っている人もいるのではないのでしょうか。

そこで地方分権一括法が施行され25年が経過した現在、国の官僚と地方自治体の首長の両方を経験されてみえる知事に、地方分権の進展に対する現状と評価についてお伺いをいたします。

次に、国と地方の関係で、税収は国6に対して地方4、歳出は国4に対し地方6の割合が大きく作用し、国から交付税や補助金をもらう現状ではなかなか意識が対等になりません。地方分権が議論された当初から税源移譲の議論はありましたが、いまだ十分に実現せず、現在は低調と感じています。

そこで国と地方が対等・協力の関係を実現するため、改めて全国知事会などを通じ、税源移譲の運動を構築していくべきと考えますが、知事のお考えをお伺いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 国で働いておりました経験で申し上げますと、議員がおっしゃるように、国は決して間違えないわけではありません。私らが役所に入りましたもう40年近い前は、国は間違えないものなんだと、無謬性の原則というのがあるというふうに言われましたが、それから10年、15年ぐらいたったときに、いやいや、間違えることはあるでと。そのときに、間違えましたというのをきちんと行って、そしてそれを直していくというのが大事な

んだという話で、いわゆる霞が関という中央官庁が集中している場所ですけど、そこではもうそういう考え方に変わってきたと思います。

また、地方分権の推進ですけれども、地方分権一括法が成立をしてから中央省庁の考え方も大きく変わってきて、国が主で地方が従だという考え方もなくなっていると思います。機関委任事務を廃止したというのは非常に大きいと思います。

ただ、先ほど御指摘をいただいたように、地方自治法の中の指示権の扱いというのはこれからも注意していかなきゃいけませんし、恐らく歴史が揺れ戻ることはないとは思いますが、地方で不自由を感じるようなことですね。これについては、これからも国にしっかりとやっていかなきゃいけないというふうに思っています。

かつ、様々な出来事は地方、住民のところで起こっているわけですので、例えばコロナ禍のときに、三重県からB A. 5対策強化宣言というのを出してくださいというのを言いました。あの宣言が出る前は時短営業を要請をして、それに対して国民の税金を投入するというやり方だったんですけど、これが国が考えた仕組みですね。そやけど、それではもう新型コロナを防げないというのが我々県なり市町は分かったわけです。ところが、国はその制度を続けようとした。ここは誤りであったわけですが、そこで三重県からは、いや、もうそんなことじゃなくて、B A. 5対策強化宣言というのを全県でもいいし県の一部でもいいですから国が出してください。この県はこれから新型コロナが増えてくる可能性がある、それを宣言してもらった上で、国がアドバイザーを派遣してください。これによって県民は切迫感を持って新型コロナ対策を自ら高めていくということがあるんじゃないでしょうか。実際に、それはそうなりまして、いろんなところでB A. 5の対策強化宣言が出されて、そこの県の新型コロナが収まっていったということなんです。これは国の考え方より地方の考え方が勝っていた、正しかった証左であるというふうに思います。

何が申し上げたいかと言うと、やはり住民、これ県民でも市民でも町民で

もいいんですけど、そこに近いところが考えること、これをしっかりと国は意見を聞いて制度を構築していくべきやということでもあります。今は先ほど申し上げました地方分権一括法の後で、国と県、国と市町、県と市町もそうですけど、意見を聞くような形はできておるかと思っております。

ただ、引き続き、いろんなところで動きが逆行しないかどうかというのを見ていかなきゃいけないというのが最初の御質問に対する私の考え方であります。

それから、税源の移譲でございますけれども、三位一体改革のときに税源を移譲するというので、一定の解決を図られたんですけども、結局税源については法人単位、それから人数単位で移譲するということになりましたんで、法人が多い都道府県、それから人数が多い都道府県、ここは多くの税源を取り、それ以外のところは結局、支出のほうが上回ってしまうような事態になって、三位一体改革は何のためにやったんだろうという話が出ているのも事実でございます。

今、国と地方は財源の観点から言うと、税収割合のうち6を国が、そして地方が4、ただ、歳出、支出割合のほうで言うと、これも財源の観点から言うと国が4で地方が6。その間の調整を地方交付税だとか、あるいは国庫支出金で調整するということですが、これが地方にとっては結構時間がかかるし、適切なのかという議論は必ず呼んでいるわけであります。

したがって、全国知事会では、国と地方の役割分担の適正化だけではなくて、税収割合と歳出割合、この縮小もやってほしいという意見を言っているところでありまして、これも引き続き話をしていきたいと思っております。

かつて、三位一体改革の前では、財源的に言うと3割自治というふうに言われていました。7割は国から来ていると。それが時代が変わりまして、今では7割ぐらいは地方の収入ということにはなっていますが、まだ3割程度は国からです。先ほど申し上げたとおり、この国から来るお金というものも、財源というのも適切なものかどうかというのは常に議論がなされているところですので、より多くの財源を地方に、それも法人や人口が多いところに多

くということではないような形で考えていくべきであるというふうに思っています。

この間、ドイツ、フランスに行ってきました。ドイツやフランスでは権限の移譲がかなり進んでいるという話も聞いてまいりました。ドイツでは、16ある州がほとんど国でやっているのはもう警察権とか外交とか防衛とかそんなことで、多くの権限が州に移管されている。フランスもかつて州制度って、今も州はあるんですけど、あんまり機能してなかったんですけど機能し始めたということを知っています。

ただ、それも州制度なんでそんなに多くの、日本みたいに47あるわけではありません。ドイツは16、そしてフランスは一時22でしたが、もうちょっと減って19ぐらいだったと思います。いろいろな国と地方の関係はあるとは思いますが、常に住民の目線に立って行政を展開していくべきだと思いは、私は持っております。

[45番 舟橋裕幸議員登壇]

○45番（舟橋裕幸） 知事が言われるように、国の職員がいわゆる聞く耳を持つ、間違ったことを正す、その二つの気持ちを強く持っていただいたら、もう少し地方と国との関係はよくなるんじゃないかなというふうに思います。

税源移譲の問題は25年たちましたから恐らくちょっとずつは変わってきたと思うんです。しかしながら、先ほどのやっぱり人口の問題とかそういう問題が基本にある限りは、なかなか大変革はありませんよね。やはり一回どっかでドラスティックな税源移譲があってもいいんじゃないかというふうに思いますし、そういう努力をしていただけたらなというふうに思います。

それでは、二つ目の農業に行きます。

次に、改正食料・農業・農村基本法についてお伺いします。

本年6月、農業の憲法とされる食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正されました。改正法には「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」を基本理念と定めています。そして、来年春頃、策定予定の次期食料・農業・農村基本

計画で具体的施策が展開されることになります。

このたびの基本法改正の大きな特徴は、食料安全保障の確保を農政の新たな基本理念に据えたことです。私は、国の安全保障政策は防衛、エネルギー、そして食料の三本柱と考えます。やみくもに防衛費を増強しても国民は守れません。お金を出せば食料を買える時代は終わりました。

三重県出身の東京大学院教授の鈴木宣弘先生は、著書『世界で最初に飢えるのは日本』で食料自給率向上をはじめとした食料安全保障の重要性を述べています。

国民の生命・財産を守るためにも、今までないがしろにして崩壊寸前の日本農業を再構築していかなければなりません。このたびの基本法が食料安全保障を基本理念とするなら、基本法に食料自給率向上の言葉がないのは残念ですが、基本計画にはぜひとも食料自給率を必ず引き上げるという強い意志と種子や苗についても考え方が明記されるよう求めたいと思います。

そこで、このたび改正された基本法に対する評価と課題及び今後策定される国の基本計画に向けた県としての要望など、考え方を農林水産部長にお伺いします。

次に、国の基本法と県の関連する条例や計画との関連についてお伺いします。

現在、三重県においては、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の一部改正や同条例に基づく三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の見直し作業中であります。国の基本法は、基本理念に「食料安全保障の確保」をうたいます。県の計画における安全・安心な農産物の安定的な供給とは少し趣旨が異なるのではないのでしょうか。

そこで国の基本法の基本理念、食料安全保障の確保をどのように県の条例や基本計画に反映するのかお伺いします。

また、基本法の基本理念における他の項目で、県の条例や基本計画へ及ぼす影響などがあればお伺いします。

加えて、基本法改正や県の条例、基本計画見直しの結果、現場の計画であ

る三重県農業改良普及センター普及活動基本計画などへの影響があればお伺いします。

続けて、次に食料供給困難事態対策法についてお伺いします。

基本法改正に合わせて食料供給困難事態対策法、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の関連3法も成立しました。

特に食料供給困難事態対策法は新法であり、米や小麦、大豆など国民生活や国民経済上、重要な食料の供給が大幅に不足する事態に対応するためとしています。平時は従来どおりの虐げた農政を推進し、米や小麦、大豆などの供給が大幅に不足する事態が予測された場合、国の対策本部が輸入業者、生産業者や販売業者などに対し、事態の程度により生産を要請し、事態解消が困難なときは生産計画の提示をさせたり、計画の変更指示、生産転換・割り当てなどを行うとし、従わなければ過料に処するとしています。ひどい話です。

本来であれば、平時・有事を問わず、国民の食料安定供給体制の確保・向上に向けた食料安全保障法的内容であるべきと考えます。急に施設園芸など土地集約型の農家に土地利用型の農業を求めても無理があります。法には地方自治体の役割は明記されていませんが、いざ有事の際、県に協力要請は必ずあると考えます。

そこで施行が来年ということもあり、不透明な現状は理解しますが、県をはじめとする地方自治体の役割についてどのように想定してみえるか、お伺いいたします。

[中野敦子農林水産部長登壇]

○農林水産部長（中野敦子） 大きく3項目御質問をいただいたと受け止めましたので、順次お答えをいたします。

まず、1点目で国の食料・農業・農村基本法の改正に対する受け止め、それから今後策定される国の基本計画への思いについて御答弁申し上げます。

まず、受け止めですけれども、気候変動や国際情勢の不安定化など、世界の食料をめぐるリスクが高まる中、国内におきましては人口減少に伴う市場の縮小、担い手の高齢化が進み、産業としての農業の持続が危ぶまれる状況となっております。

このような中、今回の基本法の改正によりまして、国が国民一人ひとりの食料安全保障を基本理念の中心として位置づけ、国内の農業生産の増大、また安定的な輸入・備蓄の確保、そして輸出の促進による食料の供給能力の維持、また食料の合理的な価格の形成など、農業の持続的な発展に向けた重要な改正がなされたものと受け止めております。

そして、国の基本計画への思いですけれども、この改正基本法の中の基本理念に示されました取組の必要性につきましては、本県の農業関係者からも切実な声をいただいております、今後、国の基本計画において具体化されることを期待しております。

一方、各都道府県におきまして、生産を推進する作物ですとか担い手の数や規模、また平野部や中山間地域の割合など状況は様々でございます。基本計画の実現に向けては、こうした地域の実情を踏まえた対応が不可欠となることから、必要な要望を国に対して行っていきたくと考えております。

続きまして、二つ目の項目といたしまして、本年度県が進めております三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例、それとこの条例に基づく県の基本計画、ここにこの改正基本法の理念をどのように反映するのかという点、それから普及活動の基本計画の見直しについて御答弁を申し上げます。

まず、この基本法の改正を受けた県の役割としまして、この基本理念における食料の安全保障ということは、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」というふうに定義づけられております。その中で県の役割としましては、安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給であるというふうに考えます。

そこで条例、県基本計画の見直しに当たりまして、まず食料自給総合対策調査特別委員会からの提言も踏まえまして、自給力の向上ということを条例

の改正に当たっては新たに位置づけたいと考えております。

また、基本計画におきましても、飼料や肥料の自給体制の強化、スマート技術の導入、気候変動への対応など農畜産物における食料自給力の強化に特に注力して取り組んでいきたいと考えております。

それから、他の基本理念についてですけれども、農業の持続的な発展ですとか環境との調和といった理念につきましても、それぞれ条例の中に、多様な農業者による地域農業の継続ですとか、農業生産活動における環境への負荷の低減ということを位置づけまして、またそれを基本計画の中でも農福連携や多様な人材の確保による農業労働力の維持ですとか、あるいは農業と畜産業の連携といった環境と調和した農業の推進というものを盛り込んでいきたいと考えております。

引き続き、農業関係者などの御意見も伺いながら、次の定例会議で議案を提出できますように、条例、県基本計画の見直しを進めてまいります。

それから、普及計画についてでございます。

普及活動の方向性を定めます三重県農業改良普及センター普及活動基本計画につきましては、この上位計画であります県の基本計画の策定の後に、その達成に向けて必要に応じて見直しを進めてまいりたいと考えております。

それから、3項目めですけれども、国の食料供給困難事態対策法における地方自治体の役割に関してでございます。

この法律は、本年6月の公布から1年以内に施行とされておりまして、現在国において調整が進められております。

現時点では、議員の御指摘のとおり、県をはじめ地方公共団体の役割などはまだ明らかとはなっておりませんが、農業者をはじめ県民への情報の周知ですとか、有事の際に県内における生産計画の取りまとめなどを担うということ想定しております。

今後も国の状況を注視しまして、現場に混乱を来すことのないよう、市町とも連携を図りながら必要な対応を検討してまいります。

以上です。

[45番 舟橋裕幸議員登壇]

○45番（舟橋裕幸） いろいろお答えいただきました。最後の話は、結局は分からへんからもうしばらく時間がかかると思うんです。

ただ、新型コロナウイルス感染症でもそうですけれども、やっぱりいざ事が起こったときに、それこそ防災でよく言われる訓練でできないことは本番でできるわけがないというのと同じで、ちょっと次元が違うかもしれませんが、やっぱりいろんな形で、どういうデータを求められるか、それならばこのデータを準用できるねとかというのは、シミュレーションしながら準備をしていくことは大切だというふうに思います。

それから、食料安全保障についてであります。やっぱり工業製品じゃありませんから、農産物というのは種をまいてから時間がかかるわけですよ。農産物ができるまで。そういったことを考えた際に、やっぱり食料安全保障を考える際には、備蓄と農地と担い手とやっぱりこの三つがどうしても必要だと思っんです。

備蓄については、やっぱり国の責任だと思います。今、米の200万トンの備蓄が適正かと言うと、他の国に比べたら少ないというふうに私は思っています。

あと、農地と担い手については、これは地方自治体なりのやっぱり責務、役割が多いというふうに思っています。今度の三重県の条例改正、それから基本計画の見直しの中で、いわゆる荒廃農地をなくしていただいて、優良農地がたくさん残って、いつでも災害対応ができる、そして担い手はどんどんどんどん減っていくのではなく、きちっと育てていくというようなことが読み取れる計画になればいいなと期待をするところでございます。

食料安全保障的なものでは、実は他県で茨城県食と農を守るための条例というのがあります。それから、山梨県にも同様な動きがあるようです。参考に申し上げますので、また一度、勉強をしていただけたらなというふうに思います。

津エアポートライン、3番に行きます。次に、津なぎさまちと中部国際空

港を結ぶ海上アクセス運航事業に対する支援についてお伺いします。

全国に97の空港がありますが、三重県は空港を有しない10府県のうちの1県です。過去県議会において昭和37年以降、継続的に交通対策特別委員会を設置し、県内地方空港建設について熱く議論が進められてきました。私が当選した平成7年に、総合交通対策特別委員会に改組し、平成9年度まで地方空港建設も含め継続議論されています。その間、県内空港を開けないという話もありましたが、その後、中部国際空港建設が具体化するとともに、平成8年度、県の地方空港対策予算がゼロになったのを契機に、県内地方空港建設話は中止ではなく棚上げになり、中部国際空港をいかに三重県の空港として利活用していくかの議論となり、三重県から空港までの海上交通事業の導入に議論が展開されていきました。

その結果、中部国際空港開港に合わせて、平成17年2月より津市及び鳥羽市から海上アクセス事業が始まり、その後、四日市市、松阪市からも就航しました。残念ながら、現在は津なぎさまちから中部国際空港までの海上アクセスしか就航していません。

高速船利用者の分布を見ますと、中勢地域42%、松阪地域18%、伊勢志摩地域15%と三重県中南勢地域の県民が多く利用し、重要な県内唯一の海上アクセス航路として定着しています。

ところが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、新型コロナ前の令和元年度の利用者数27.7万人が令和2年度には2.5万人に激減しました。ようやく昨年度は16.1万人となり、本年4月から10月までの7か月間の利用者数は11.3万人となりましたが、ピーク時の平成30年度の65%にとどまり、十分な回復とは言えません。

加えて、燃料価格高騰が大きく経営を悪化しました。国や県からも令和2年度から令和5年度まで燃料高騰対策など臨時的支援はいただけてきました。運航事業者自身も引当金や準備金を取り崩しての経営努力をしてきました。

去る8月21日、津市の前葉市長が一見知事へ令和7年度県政に対する要望に際し、海上アクセス運航事業継続への支援を要望しました。その際、知事

は、離島のように住民の命に関わる航路ではない、国による支援はなかなか難しい、国への要望はやぶさかではないが、相当な理屈をつくらなければならないとのつれない答弁であったと報道されています。知事は三重県における地方空港建設に向けた先ほど紹介した長い熱い議論は御存じないかもしれませんが、海上アクセスがなくなれば三重県と世界を結ぶ県内唯一の玄関口を失うことになるわけであります。観光政策上、公共交通が脆弱な三重県として、インバウンド誘客に大きくブレーキがかかることとなります。国の地域公共交通確保維持改善事業では、陸上交通であったり、離島航路等の生活交通のみを補助対象としており、採択は難しいかもしれません。知事は国で勤務をしていた頃の人脈を生かしながらと、9月定例会議で知事提案説明で発言されていますように、ここが国土交通省出身の知事の出番であります。知恵も力もフルに出して国からの支援を勝ち取っていただきたいものです。

万が一国からの支援が得られない場合は、過去の長い熱い議論経過も踏まえ、県内空港を持たない三重県として、中部国際空港を我が県の身近な空港と位置づけるためにも、また観光政策、交通政策の両面から寄与し、三重県を支える唯一の交通手段である海上アクセス航路維持のための支援を県単独であっても行うべきと考えます。

過去、経営不振に陥った伊勢湾フェリー―鳥羽―伊良湖航路に対し、無利子貸付による資金援助や利用促進、各種税の減免等の支援を行ってきました。当然、運航事業者のみならず、県、市が利用促進に汗をかくことは前提であることはもちろんです。

そこで海上アクセス運航事業に対する国の支援の見通しと県の支援について知事にお伺いします。

また、令和6年度からの三重県地域公共交通計画を読ませていただきました。対象とする交通手段に公共交通機関として旅客船が入っています。本県の課題として、県境を越える旅客船などの広域的な移動手段の維持・確保を目指すとし、具体的には「国際空港や隣県とつなぐ航路は、国内外からの観光誘客や交流・物流等の面で重要な役割を担っていることから、積極的な情

報発信やイベントの実施などさらなる利用促進の取組を進めます」とあります。内容は国に必要に応じて財政支援を求めますが、県は利用促進や他公共交通への接続の取組程度で、あくまでも海上アクセス運航事業が継続される前提で書かれています。航路が廃止されるリスクは入っていません。

そこで旅客船事業についても、地域間幹線バスや離島航路と同等の危機感と熱意を持って三重県地域公共交通計画を進めるべきと考えますが、部長のお考えもお伺いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 交通ネットワークの赤字への補助というのは、これは非常に難しい議論がありまして、需給調整規制というのがございます。

例えば、鉄道であるとかバスであるとか、あるいは海上交通もそうですし、それから航空もそうなんですけど、参入を制限して、それによって利益の上がっている路線、そこを運行することによりまして赤字が出ている路線、ここを事業者の中で賄っていき、いわゆるクロサブという考え方、内部補助という考え方ですが、それで対応してきたのが平成12年頃までです。

平成8年に運輸ビッグバンという形で需給調整規制を廃止し、そして運賃規制についても、それまでの認可制であったものを許可制に変えるという大きな改正が行われたところでございます。これによって、内部補助による路線の維持というのでできなくなってきたということでありまして、そのために赤字路線をどうやって維持していくかという議論が、かんかんがくがくの議論が国においてなされました。

私は当時、航空局の補佐をやっていたので、それも航空事業の補佐をやっていたので、航空の需給調整規制の廃止、それに伴う離島航空路に対する補助制度の創設という議論をさせていただいていました。

ただ、こういう航空に限らず海もそうですし鉄道もそうなんですけど、バスもそうですけど、赤字補助というのは非常に難しい問題でありまして、額は非常に大きくなっていきます。これを補助すればするほど実は額が増えていくというジレンマも抱えています。経営努力をしなくなるとは言いませんけれ

ども、それがなかなか行われないうことも起こってしまいますので、莫大な予算がつき込まれるということで、これは運輸省、国土交通省というよりも財務省の議論であります。国庫全体、それにお金をつぎ込んでいいのかということで、生活路線についてはそれを認めようということで、航空についても平成12年に離島航空路の補助というのは、今まではなかったんですけど、それが創設をされたというものです。これもぎりぎりとした議論を繰り返した上でできたものであります。

したがって、津市長がおいでになられたときに、そう簡単なものではないですよというのを申し上げたのは、今申し上げたような経緯があるからであります。

これは財務省出身の知事でも無理だと思います。国全体の大きな考え方で、例えば何を削って交通ネットワークにそのお金を持っていくのかということなものですから、教育を削るのか、福祉を削るのか、どれを削るんだということになると思います。

したがって、なかなか簡単なものではありませんということで、決してつれないようなことを言ったわけではなくて、夢物語を語ることはこれは私にはできないと思ったものでお話を申し上げたところでございます。

離島航路につきましては、平成27年、いろんな交通の事業法規ができた年ですけれども、離島航路整備法というのがある、これは航空とは別の世界で元からあったんですけれども。ただ、これも生活交通ですから、生活交通以外の主に観光、あるいはビジネスに使われる航路については、国の補助制度というのは難しいとは今でも思っております。

県は、先ほど議員から御指摘いただきました海上アクセスの重要性、これに鑑みまして、例えば船舶建造の補助、これは平成16年に2億1000万円行っています。また、海上アクセスが停泊するための岸壁整備を含めた港湾整備、これは約13億2500万円、そしてコロナ禍のとき、先ほど議員もおっしゃいましたが、なかなか運行が厳しくなったときに、実証運行支援ということで3年間ですが約6000万円、さらに燃料費の高騰に伴う支援、これも

行っているところでございます。様々な方策で県としましてもこの航路について支援を行ってきました。

また、国に対する要望活動も津市と一緒にやっているところでございます。

これからもやはり大事なのは航空需要が増えていかないかだろうというふうに思っています、これは私もトップセールス、あるいは海外の航空会社との調整、これは中部国際空港株式会社の社長と一緒にしております。徐々に外国との航空路は復活してきておりますので、航空需要も徐々に喚起をされてくると思います。

加えて、海上アクセスの利用促進、これも市だけにお任せするのではなくて、県も一緒になってやっていきたいと考えているところでございます。

〔長崎禎和地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（長崎禎和） それでは、私のほうから津エアポートラインに対する航路の維持・確保に向けて県としてどのように取り組んでいくのかということで答弁させていただきます。

県では、既存の公共交通や交通不便地域における移動手段の確保・充実に向けまして、現状や課題を明確にし、取組などの方向性を示すため、県民をはじめ市町や交通事業者等を含む多くの関係者の御協力を得ながら、令和6年3月に三重県地域公共交通計画を策定いたしました。

また、計画の推進に当たりまして、市町や交通事業者等と連携し、それぞれの役割を明確にしながら、地域内交通の維持・確保、広域交通ネットワークの構築・活性化などに取り組んでいくこととしております。

この計画では、広域航路の維持・確保を主要な施策の一つとして位置づけております。本県と中部国際空港をつなぐ海上アクセスは、広域航路の一つとして国内外からの観光客や交流等の面で重要な役割を担っており、本県にとっても必要な交通ネットワークであると認識をしております。

この海上アクセスを含む広域航路を安定的に維持していくためには、より多くの旅客に航路を利用してもらう取組が不可欠であるというふうに考えて

おります。

そのため、現在、国内外での誘客事業、それから空港の見学会、それから空港から空港アクセス港、津なぎさまちを経由して伊勢、鳥羽までを高速船と貸切タクシーで一気通貫につなぐデジタルチケットの販売など、積極的な情報発信、それからイベントの実施、それから利用者のニーズに合わせたサービスの提供などによりまして、関係者とともに新たな航路利用者の獲得に取り組んでおります。

加えて、今年度から新たにビジネス利用の拡大に向けまして、市町、交通事業者、空港会社などの関係者で協力し、空港アクセス港、津なぎさまちからの二次交通を強化するなど、航空利用者の利便性のさらなる向上を図り、広域航路の維持・確保、活性化に向けた取組を推進してございます。

先ほど知事が申し上げましたように県では様々な支援補助を行ってきたところでございますが、引き続き事業主体である津市及び航路事業者をはじめ関係者が計画に基づきそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力して利用促進や利便性の向上を図り、航路の安定的な維持・確保に取り組んでまいりたいと考えております。

〔45番 舟橋裕幸議員登壇〕

○45番（舟橋裕幸） 津エアポートラインの支援をしてくださいという非常にシンプルな質問に対して、長々と私のほうが述べさせていただきました。それはやっぱり昭和37年から始まった交通対策特別委員会、僕、そのとき、7歳ですから。それ以降の長い熱い、これはやっぱり議会の内部、執行部の内部でも議論があった結果として、中部国際空港を三重県の空港としよう、そしてそのためにつなぐアクセスラインは必要だねという議論経過があったことを改めて知事に知っていただきたいもので、長々とこの話をさせていただいたところでございます。

ある旅行業者の人と話をしていると、舟橋さん、あのアクセスラインがなくなったらね、外国人、お伊勢さん行くよりもきっと高山へ行きますよという話も聞いたことがあります。そういった意味では、やっぱり三重県に

とって唯一の海上アクセスラインですから、なくならないようにだけはしっかりと意識をしていただきたいなと思います。補助の仕方はいろいろあるのかと思います。未来永劫支援せえとは言いつもりありません。やっぱり燃料高騰という予想もしなかったこういう事態においてとか、そういう突発的な経営の回復まで考えてもらおうと。

ちなみに知事がおっしゃいましたけれども、新船を造るときに2億1000万円補助しているんですね。もう20年たちますと、船替えやんならんのですわ。また、そのことも頭に入れといていただけたらうれしいなと思います。

では、最後に三重県農業研究所についてお伺いをいたします。

昭和45年に建設された農業研究所を農林水産部が所管しています。当時から老朽化が進み、早期の建て替えが望まれています。昨年10月2日の本会議にて西場議員より、農業研究所の施設整備についての質問があり、中野農林水産部長は、研究開発の取組方向と施設の在り方を示す長期の研究ビジョンの策定を進めていると答弁しています。あれから1年余が経過をいたしました。現在、策定中の三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画とも大きく関連してまいります。当然、研究ビジョンも令和6年度中に策定されると期待しております。

そこで改めて、研究ビジョン策定と施設整備に向けた進捗状況及び今後の展望について農林水産部長にお伺いします。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 農業研究所の研究ビジョンの策定状況について御答弁を申し上げます。

県農業研究所では、本県農業を支えるため、生産性の向上につながる重要な研究開発を進めております。

近年の気温の上昇に伴う農産物の品質、収量の低下や労働力不足、環境への負荷の低減などの課題に対応する新たな技術や品種の開発が農業者から強く求められており、こうした多様なニーズ、それから建設から50年を超える施設の状況なども踏まえまして、研究開発の取組方向、それから研究機能の

強化に向けた長期ビジョンの策定を進めております。

これまでに県内の農業者や農業関係団体との意見交換、外部有識者との懇話会、それから近年施設を更新した他県の事例調査などに取り組んでおります。

また、議員からもお話がありましたように、現在見直しを進めております県基本計画と整合を図るという必要があることから、ビジョンの中では、食料自給力ですとかスマート農業、環境との調和に資する研究を重点的な取組として位置づけることを検討しております。

今後も農業研究所が本県農業の発展に貢献できるよう検討を重ね、本年度中に素案をお示しできるよう取り組んでまいります。

また、施設の整備につきましても、研究機能の強化の一環ということで、策定しましたビジョンを踏まえまして、具体的内容を検討してまいります。

[45番 舟橋裕幸議員登壇]

○45番（舟橋裕幸） ビジョン、令和6年度中に頑張ってください。

建物の整備は、今、雇用経済部の工業研究所が先に進んでいますので、その後にはか回ってきませんから、そこら辺を視野に入れながら、それに間が開かないようにしっかりと準備を進めていただきたいなというふうに思います。

私の友人を経由して、おい、舟やん、知事が来たぞ、農業研究所へという話を聞きました。知事、農業研究所を訪問されたと伺っておりますが、感想を教えてください。

○知事（一見勝之） 農業研究所を見させていただいただけではなくて、その周辺の事業をやっておられるところも見させていただきましたが、職員は非常に士気が高くやっていたというのがまず一番大きな感想でございます。施設は、確かにちょっと古いなという感じがしておりますが、それを丁寧に使っておられるということも感じたところでございます。これからもしっかりと考えていきたいと思っております。

[45番 舟橋裕幸議員登壇]

○45番（舟橋裕幸） 私が現場におった頃は、どちらかという、農家のニーズに対してお応えをするというのが一つの仕事だったんですね。今は研究所の仕事と言ったら例えば、結びの神、神の穂、かおり野、いろんな品種の都道府県同士の戦いなんです、新品種開発の。随分変わってきたなと思っています。その開発ができる環境はやっぱり機器も、人材はあるようなんです、機器も含めて整えていただきたいと思います。

そして、その整備をしていただく際に、ちょっとお願いをしておきたいことが1点ございますので、それだけ述べさせていただきます。

研究所内に東畑記念館があるのは御存じでしたか。ああ、知らんな。東畑記念館は著名な農業経営学者であり、東京大学農学部教授として活躍された松阪市嬉野井之上町出身の東畑精一氏を顕彰するための施設です。余談ですが、精一氏の弟が開設した建築事務所が今の三重県庁です。

昭和46年に東畑氏により県に寄贈され、研修交流施設として活用されてきました。私も改良普及員時代、その記念館で研修を受けた記憶があります。老朽化に伴い利用を中止していましたが、令和5年に東畑精一顕彰会、楳の会による改修工事が行われ、東畑精一博士の検証施設や学習施設としての利活用を今されています。

研究所の建て替えの際には、東畑記念館の利活用も含んで検討いただきますようお願いを申し上げ、質問を終わらせて。あ、ちょっと。

○知事（一見勝之） 東畑先生を知らないということでは関係する人に怒られます。私はお話を聞いたことがございます。今のお話もしっかりと受け止めさせていただきますと思います。

〔45番 舟橋裕幸議員登壇〕

○45番（舟橋裕幸） はい。

終わります。（拍手）

○副議長（小林正人） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

荊原広樹議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。9番 山崎 博議員。

〔9番 山崎 博議員登壇・拍手〕

○9番（山崎 博） 皆さん、こんにちは。自由民主党の四日市市選挙区選出、山崎博でございます。関連質問をするのは初めてでございます、皆さんには大変貴重な時間をいただいて発言させていただきますこととお許し願いたいと思います。

荊原広樹議員の発言に対する関連質問でございます。よろしく願います。

四つ目の、カスタマーハラスメント対策についてというところでございます。雇用経済部長からも県の答弁として、労働者の尊厳を三重県と労働局としっかり調整しながら条例と法の整備をしていきますというようなお答えをいただいております。そしてまた、荊原議員からも要望として、その罰則規定を今後ぜひとも検討していただきたいという要望もございました。

その中で、商売のことで、私も商売人でございますので、中小企業、小規模企業の商売の経営者として考えたときに、荊原議員はお客様は神様ですと言いました。本当そうなんです。私らはもうお客様は神様ということで、しっかりと企業として営業しながら、従業員の皆さんとしっかりその辺を意識しながらやっとなんですけども、やはり売上げがしっかりしていないと利益がない。そのときに、契約しとった金額から値引かれてくると、その営業担当に何でそうなったんやというような話をしたりするわけです。これはちょっと経営者としてはパワハラなんやなというような気もいたします。

このパワハラを防止するためには、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2に、これが厚生労働省として指針として示されておるんですけども、このカスタマーハラスメント、カスハラですね、これに関しては示されていないというところで、実はこの学校におけるスクールカスタマーのハラスメント、本来は教育長のほうにいくかなと思ったんですけども、あれ、止まってしまったなと思ひまして、これに関して教育長のほうからお答えいただきたいと思うんですけども。

現場の生の声として、地域要望として地元の校長先生とお会いするんですけども、親御さんが本当に子どもを思う気持ちがあって、子どもにとってプラスならば、どんなことでも受け入れないといけないと、そんな思いで現場にバンバン伝えてくると。それを学校側が聞いていく中で、しっかりと伝えられたことに関して受け止めながらも進めていくんですけども、だんだんこれがエキサイトしてきて、モンスターペアレンツとなっていくと。

そしてまた、強迫観念というか、担任の先生は、そこに対してきつい言葉で電話を受けて、そのままずっと延々と電話を何時間も長時間も受けとると、そうするとだんだんだんだん心がめげてくると。そんな強迫観念も受けたりとか、学校に乗り込まれて、それに対して暴言を吐かれたりとか、そんなことが起きると職員会議で緊急で会議をせなあかん。先生たちは日常本当に忙しい、業務多忙の中、そんな突発的なことが起きてくると、もうその会議をすることで日常の業務は追われてしまうと。そうすると、その当事者の先生は、私のためにこんなふうになってしまったと、だんだんそのことに対して心が病んでくると。病んでくると、じゃあ、現場はどうなるかという、その当事者の先生は、もう学校に行きたくなくなる。そして、それがだんだん深みにはまっていくと辞めたくなる、こんな現状だそうです。

そして、子どもたちのスクールカウンセラーはあるものの、そのメンタルをケアしてくれるカウンセラーの方はいません。こんな状況でございますけれども、教育長として現場の状況を把握されている中でどのように今、つかまれているのか、そのことについてお聞かせいただきたいと思います。

お願いします。

○教育長（福永和伸） 教育現場は長年、過剰な要求等と向き合ってきた職場でして、そのことが今、教職を目指す若者が減っている理由の一つとも言われていますので、我々も対応が急務だと思っています。

実は先月11月11日から25日にかけて、このカスタマーハラスメントに対するアンケート調査を全教職員に対して実施したばかりでございます。まだ取りまとめ中ですけども概要はお話できますのでちょっと申し上げます

と、3700人余りから回答が返ってきまして、昨年1年間でカスタマーハラスメントを経験した教員は10%近くおりました。1年間で10%です。ベテランの教員に聞くと、長年やっているとはほとんどの職員は経験しているんじゃないかという声があります。

どういう内容が多かったか上位三つ上げますと、一番多かったのは暴言で、大きな怒鳴り声とか侮辱発言、二つ目に多かったのは長時間拘束、長電話等の拘束です。三つ目が過度な要求。これはもう制度上はできないことを要求したりとか、そういうものでございます。

こういうことに対応していくために、我々としては今、令和6年度、本年度に取組を拡充したところでして、教育総務課に学校問題解決支援の窓口を置きました。これは文部科学省の新制度に応募して採択されたものですが、校長OBの職員を2名配置しまして、これまで10月までに177件の相談に対応していますし、この校長OBは現場を回っていただいて助言もしていただいています。

このほか生徒指導課にいじめ問題対応サポーターを新規に配置していますし、弁護士の相談の予算も大幅に拡充したところでございます。

今後に向けては、やっぱり我々、本当に保護者の皆さんの向き合わなければならない要求なのか、それともハラスメントなのかの見極めが非常に難しいことがありますので、やっぱりこの相談窓口、しっかりと拡充していかなければならないと思います。いずれにしても、これまでなかなか声を上げられなかった弱い職場ですので、今やっと社会の中で取り上げていただくような気運が出てきていますので、今後に期待をしたいと思います。これから若い方々がたくさん教職を目指していただけるように、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。

〔9番 山崎 博議員登壇〕

○9番(山崎 博) 教育長、ありがとうございます。力強いお答えでした。

しかし、現場ってやっぱり示していかなあかんと思うんですね。その示していくときに一番効果的なのは、もし、誰もが学校に訪れたときにぱっと

目につくように表示されたポスター、こういうものがあつたら、スクールカスターハラスメントに対するモンスターペアレンツ、これは何なんだということが現場で示されておれば、なるほど、こんなことをやっぱりしたらあかんのやわなというような親御さん、言うとする本人は一番分かっていないと思うんですよね、これ。そのことだけはやっぱり教育長、しっかりと認識をしていただき、学校にこの表示していただけるポスター等をばあつとしていただければと思います。要望でございます。

以上で関連質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林正人） 以上で県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（小林正人） 予算決算常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。
午後 2 時 21 分休憩

午後 3 時 0 分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（稲垣昭義） この際、報告いたします。

去る12月2日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第159号及び議案第160号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配布いたしました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
159	令和6年度三重県一般会計補正予算（第4号）
160	令和6年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和6年12月4日

三重県議会議長 稲垣 昭義 様

予算決算常任委員長 小島 智子

委員長報告

○議長（稲垣昭義） 日程第2、議案第159号及び議案第160号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。小島智子予算決算常任委員長。

〔小島智子予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（小島智子） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、12月4日までに審査を終えるよう期限を付されました議案第159号令和6年度三重県一般会計補正予算（第4号）外1件につきましては、去る12月2日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、本日、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（稲垣昭義） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（稲垣昭義） これより採決に入ります。

議案第159号及び議案第160号の2件を一括して押しボタン式投票により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（稲垣昭義） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（稲垣昭義） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの議案第159号及び議案第160号の可決に伴い、計数を整理する必要が生じたので、会議規則第35条の規定により、議案第159号及び議案第160号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（稲垣昭義） お諮りいたします。明5日から18日までは委員会の付託

議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、明5日から18日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

12月19日は定刻より、本会議を開きます。

散 会

○議長（稲垣昭義） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時4分散会